

令和3（2021）年度 第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会 次第

日 時：令和4（2022）年3月27日（日）
午後1時00分 開始
会 場：枚方市役所別館4階 第2委員会室

1. 開 会

2. 案 件

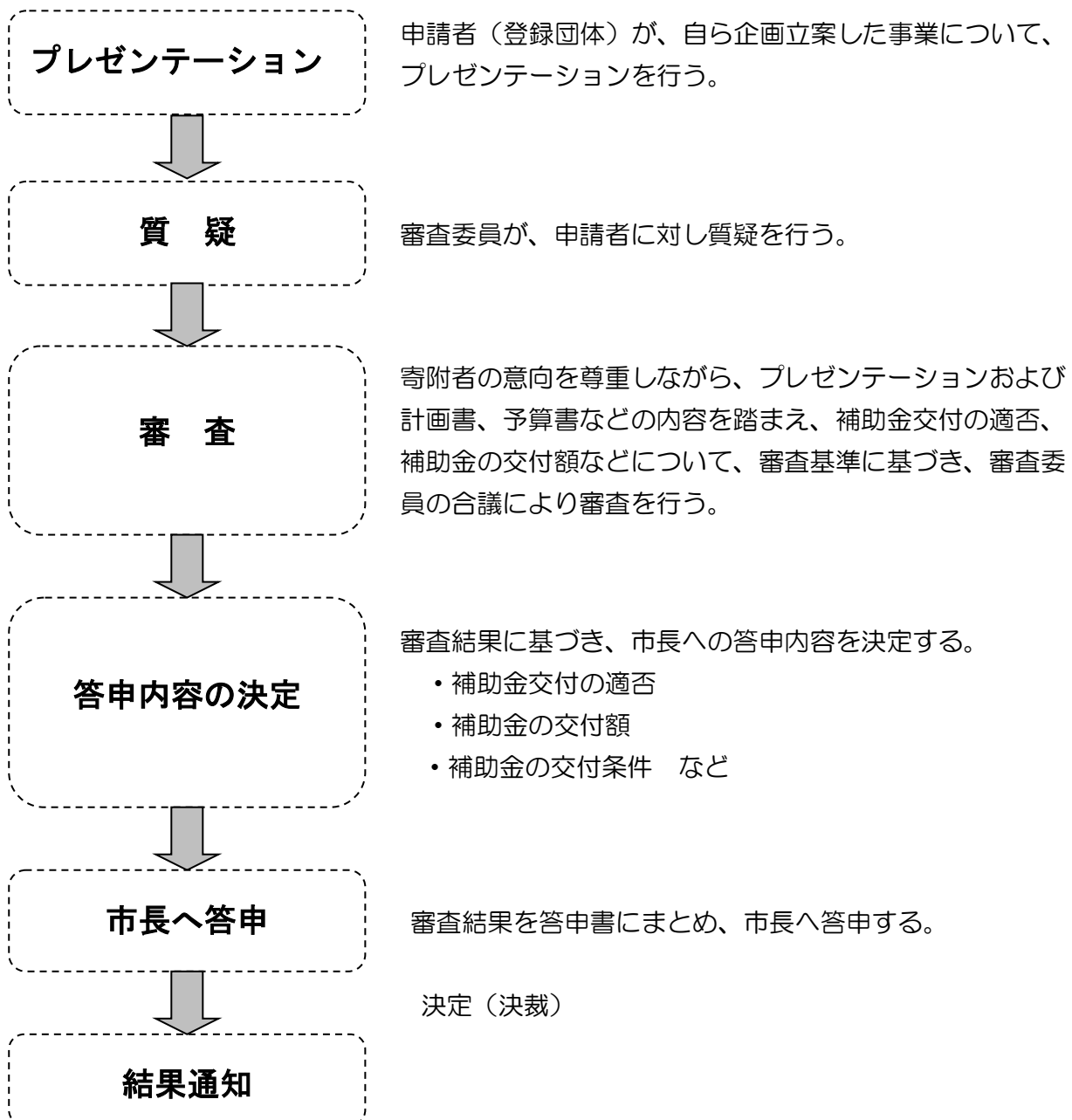
（1）枚方市NPO活動応援基金による補助事業の審査について

（2）その他

3. 閉 会

NPO活動応援基金補助事業 審査の流れ

審査会は、NPO活動応援基金補助事業補助金の交付の適否、補助金の交付額などについて審査し、その結果を市長に答申する。審査にあたり審査会は、寄附者の希望を尊重し、申請者より提出された事業計画書および収支予算書、申請者による説明・意見（プレゼンテーション）などに基づいて、調査審議し、審査委員の合議によりその適否および妥当性を判断する。



○補助対象事業

枚方市内を中心に行う特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動に係る事業で、次の要件をすべて満たす事業が補助対象事業となる。

- ① 主たる効果が枚方市内で生じる公益的な事業、または、主に枚方市民を対象とした事業であること。
- ② 補助金の交付を受けようとする年度内に実施及び完了する事業であること。
- ③ 特定の個人または団体の利益となる事業でないこと。
- ④ 営利活動、政治活動、選挙活動または宗教活動を目的とした事業でないこと。
- ⑤ 枚方市及びその関係機関から他の補助等を受けている、または、受けることが決定している事業でないこと。
- ⑥ 介護保険等の公的制度による給付の対象となる事業でないこと。
- ⑦ 登録団体内の親睦やレクリエーションを主な目的とした事業でないこと。

○補助対象経費

補助金の交付の対象となる補助対象経費は、補助対象事業に要する人件費、印刷製本費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品購入費（注1）、負担金、賃借料等です。団体の運営に係る経常的な経費（注2）及び団体の構成員の会合に係る経費、補助対象と認められた事業実施期間外の支出経費、食糧費については、対象とならない。

注1…備品購入費については、あらかじめ上限額を設けないが、事業審査において妥当性を審査する。

注2…団体の運営に係る経常的な経費とは、（家賃、修繕料、光熱水費、インターネット接続料、電話回線使用料、団体内部で使用する備品・文具類・書籍の購入等）及び法人の経常的な運営に係る人件費（法人職員の給与、法人運営における事務担当者の人件費等）を指す。ただし、対象事業実施に係る人件費については対象とする。その場合は、対象事業に係ることを証する書類の提出を必須とする。

○審査基準について

I. 公益性、II. 計画性、III. 自立性、IV. 発展性、V. 情報発信性の5項目における13の具体的項目について、それぞれの配点を3点とし、その範囲内で採点し、合計点により審査する。

採点の上位の団体から補助対象とし、その補助対象の補助金累計額が寄附積立額を超えない範囲で補助するものとする。

※ 具体的な審査基準の項目については、採点表を参照のこと

第3回枚方市NPO活動応援基金支援審査会 タイムスケジュール

	開始	終了	内容・団体名	プレゼン	質疑応答
	13:00	13:30	事前調整	30分	
1	13:30	13:45	特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑	5分以内	10分程度
2	13:50	14:05	特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会		
3	14:10	14:25	特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた		
	14:25	14:40	休憩(15分間)		
4	14:40	14:55	特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ		
5	15:00	15:15	特定非営利活動法人エンパワセツルメント		
6	15:20	15:35	特定非営利活動法人ハーモニークラブ		
	15:35	15:50	休憩(25分間)		
	16:00	18:00	事業審査	120分(予定)	

補助金交付申請状況

- ・令和4年度の補助事業として、登録団体12団体のうち6団体から申請がありました。寄附積立額及び各団体からの申請額は、下表のとおりです。
- ・補助可能額194万円に対して、各団体の申請額は101万9,000円となり、補助可能額の範囲内です。
- ・団体希望寄附の対象団体である「ちいさいほいくえんみんなの里」及び「子ども食堂ファンクラブ」からの申請はありませんでした。

◆寄附積立額

寄附種類		補助可能額
一般寄附		1,790,000
団体希望寄附	エンパワセツルメント	10,000
	えほんのお部屋ひまわり畑	50,000
	ちいさいほいくえんみんなの里	50,000
	子ども食堂ファンクラブ	40,000
		1,940,000

◆各団体からの申請額

団体名	申請額	団体希望寄附	一般寄附
えほんのお部屋ひまわり畑	350,000	50,000	1,019,000
枚方市手話通訳協会	130,000	0	
ふれあいネットひらかた	123,000	0	
関西生活文化研究会おでかけ	104,000	0	
エンパワセツルメント	292,000	10,000	
ハーモニークラブ	80,000	0	
合計	1,079,000	60,000	

次年度繰越	
団体希望寄附	90,000
一般寄附	771,000

過去の申請実績・事業内容・講評内容

資料④

No	団体名	令和3年度（今回の申請）	令和2年度	令和元年度	平成30年度
1	えほんのお部屋 ひまわり畑	名称： 放課後の子どもの居場所「放課後クラブあ おむし」作り事業 内容： 地域の児童の放課後の居場所を運営する。 申請額： 350千円	名称： 放課後の子どもの居場所「放課後クラブあ おむし」づくり事業 内容： 地域の児童の放課後の居場所を運営する。 補助○ 交付240千円／申請300千円 講評： 申請法人が実施する他事業からの経費補完 で成り立っている印象を受ける。事業の継続性の 確保のため、利用者負担の見直しや運営方法を再 考する必要がある。また寄附を募る等の財源確保 策も必要である。 事業の自立性を確保すべきであると考え、利用 者の月会費を500円増額することを想定し、補助 申請額から60,000円減額し、240,000円を交付す る。補助金の範囲内で利用者負担額等を検討いた だきたい。	名称： 放課後の子どもの居場所「放課後クラブあ おむし」づくり事業 内容： 地域の児童の放課後の居場所を運営する。 補助○ 交付300千円／申請300千円 講評： 放課後の児童の居場所づくりとしての事業 内容は公益性があり評価できるが、事業運営経費 の継続性に課題を感じる。法人の人員体制、参加 者会費、三季休業期間の運営等について、見直し を検討していただきたい。	申請なし
		名称： ろう手話講師育成事業 内容： 手話言語者のろう者を対象に手話講師の育 成講座を開催する。 申請額： 130千円	申請なし	申請なし	

過去の申請実績・事業内容・講評内容

資料④

No	団体名	令和3年度（今回の申請）	令和2年度	令和元年度	平成30年度
3	ふれあいネット ひらかた	名称： 「夏休み特別企画！ランチ付き子ども絵画教室」～夏休みの思いっきり絵をかいてみよう～	名称： ファミリースクール「シロップ」～保育付き料理教室&オンラインファミリー教室&おしゃべり夜カフェ～	名称： ママなび舎～保育付きママの学び舎～	名称： ママなび舎～保育付きママの学び舎～
		内容： 絵を描く楽しみを経験させ、自己肯定感を育むために、小学生を対象としたランチ付き子ども絵画教室を開催する。	内容： 新たに家庭を築いた方達を対象に保育付きの料理教室及び育児や防災に関するオンライン講座を開催する。	内容： 保育付きの「子育てに役立つ各種講座」を開催する。	内容： 保育付きの「子育てに役立つ各種講座」を開催する。
		申請額： 123千円	補助○ 交付201千円／申請300千円 講評： 保育スタッフ及び会議費の必要性について、検討する余地があると考え。保育スタッフのうち看護師、助産師の件数及び会議費について補助対象外とする。家庭経営学という着眼点は良いが、料理教室、教材配信、オンラインカフェの3事業を一括して実施する必要性など事業計画の内容について精査する余地があると考え。また事業の継続性の確保のため、参加者負担の増額の検討が必要である。	補助○ 交付300千円／申請300千円 講評： 医療機関等との連携や課題がある子どもたちの事業にチャレンジする等、事業の発展に対して努力がみられる点や、学びの場となるだけでなく、学んだ人が事業実施の担い手になるという人材育成の場となっている点について評価する。但し、事業の効果が参加者に限定されていることから、適切な会員参加費を検討する等、自立して事業が継続できる収益の確保に努めていただきたい。	補助○ 交付194千円／申請420千円 講評： 参加者数に対してスタッフの数が多く、人件費が高いと思われるため、人件費については、415,000円のうち207,500円を補助対象とする。役務費、備品購入費及び消耗品費を補助対象外とし、補助対象額504,900円から参加費収入310,000円を除き、194,000円（1,000円未満切り捨て）を補助する。
4	関西生活 文化研究会 おでかけ	名称： 要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業	名称： 要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業	名称： 要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業	名称： 福祉有償運送利用拡大事業
		内容： 外出時に移動の介護が必要な高齢者等（移動制約者）に対して、介護保険の対象とならない余暇活動のための外出を支援する。	内容： 要介護認定を受けている高齢者に対して、介護保険の対象とならない余暇活動のための外出を支援する。	内容： 余暇活動のための外出支援事業の利用希望者と支援者のマッチングを行い、支援者に対して報酬を支払う。また事業のPRを行う。	内容： 余暇活動のための外出支援事業の利用希望者と支援者のマッチングを行い、支援者に対して報酬を支払う。また事業のPRを行う。
		申請額： 104千円	補助○ 交付192千円／申請192千円 講評： 事業の継続性を確保するため、利用者の負担を再検討する必要があると考え。補助金の実績報告において事業実績数を明記することを求める。債務超過が長期化しており、早急に法人の財務状況の改善策をたてることを検討していただきたい。	補助× 交付0円／申請300千円 講評： 事業の着眼点は良いが、法人の財政面に課題を感じる。現状の事業計画では事業を実施するごとに法人の負債が累積するため、今後、事業計画を立てる際には、収益性を上げ事業継続できる計画となるよう努めていただきたい。また、外出支援ボランティアとの連携や、人材確保について情報発信する等、運営体制の改善についても検討いただきたい。	補助○ 交付341千円／申請421千円 講評： 今後の事業の発展を期待し、車両リース料のみ認める。今回の補助金を活用し、利用者を拡大する努力をするなど、自立した運営に向けて計画的に進めること。

過去の申請実績・事業内容・講評内容

資料④

No	団体名	令和3年度（今回の申請）	令和2年度	令和元年度	平成30年度
5	エンパワセツルメント	<p>名称：自由な外出が困難な人の目的地付添を含む外出支援事業</p> <p>内容：ひとりで外出することが困難な高齢者や障害者に対し、介護保険の対象とならない外出を支援する。</p> <p>申請額：292千円</p>	申請なし	<p>名称：移動困難者の社会参画を支援する為の福祉有償運送の発展事業</p> <p>内容：当法人が実施する福祉有償運送の利用者及び支援者を募るためにチラシを配布しPRする。</p> <p>補助○ 交付134千円／申請134千円</p> <p>講評：社会福祉協議会やその他関係団体との連携や、利用者の要望を把握し事業を拡大しようと努めている点を評価する。しかしながら、法人としての運営体制に課題を感じる。今後は事業報告書等の資料を適切に作成することにより、他者からの信頼を得るよう努めていただきたい。</p>	<p>名称：制度外支援普及事業</p> <p>内容：当法人が実施する制度外支援のチラシを配布しPRする。</p> <p>補助× 交付0円／申請199千円</p> <p>講評：制度外支援という事業の着眼点について公益性があり評価できる。支援内容も公益性を認めるが、事業実施における人員体制など団体の運営面に課題があると思われる。今後は、地域、公的機関等とさらに幅広く連携して、団体の基盤を強化し、社会的信頼を高めるよう期待する。</p>
		<p>名称：えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業</p> <p>内容：子育てに関するイベント等でえほんライブや体験型活動を無料で実施するとともに、様々な人が参加できるオンライン保育サロンを無料で開催する。</p> <p>申請額：80千円</p>		<p>名称：えほんライブ事業</p> <p>内容：保育園の地域開放日等のイベントにおいて無料でえほんライブを上演するとともに、月一回のえほんライブに関する無料オンラインサロンを開催する。</p> <p>補助○ 交付61千円／申請61千円</p> <p>講評：SNSの活用等の情報発信性を評価する。えほんライブによる効果を客観的な数値により公表・発信することにより、協賛・寄附を得ることができると考える。クラウドファンディングの活用等のさらなる財源確保について検討していただきたい。</p>	<p>名称：えほんライブ事業</p> <p>内容：保育園の地域開放日等のイベントにおいて無料でえほんライブを上演する。</p> <p>補助○ 交付60千円／申請60千円</p> <p>講評：有償事業を実施する等の運営の堅実性や、子ども食堂等の他の実施主体との連携している点、情報発信に各種手法を用いている点を評価する。また、保育士を目指す学生を受け入れる等の事業の発展性について期待する。今回の事業実施結果を検証し、今後の事業の拡大に努めていただきたい。</p>
6	ハーモニークラブ				

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【1. えほんのお部屋ひまわり畑】



令和4年 2月 22日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
主たる事務所 〒573-0084
の所在地 枚方市香里ヶ丘12丁目6-28
代表者氏名 中谷 章代
担当者氏名

連絡先 TEL
FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 350,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑
事 業 名 称	放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業
事 業 実 施 期 間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月 31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) 主に香里ヶ丘周辺の児童が、登録をすれば誰でも安心して過ごせる放課後の居場所をつくります。子どもが小学生に上がると、共働き世帯が増える傾向があります。子どもの慣れない学校生活を応援し、親の就労に寄り添い、働きやすい環境づくりと子どもの健全な放課後の活動を守る事を目的としています。
2. 事業内容等	【①対象者】主に近隣の小学校に在籍し、何らかの理由で放課後をひとりで過ごす児童 【②実施場所】 枚方市香里ヶ丘12丁目6-28 えほんのお部屋ひまわり畑 【③事業内容】 毎週月曜日から金曜日の15時～17時30分の2時間30分 「放課後クラブあおむし」として登録を済ませた児童を、受け入れします。 月1回ゲーム教室と月2回ウクレレ教室を開催します。 子どもは、宿題をしたり、色々な学年の子ども同士やボランティアとボードゲームや制作をして自由に過ごします。 この事業は2017年週1回から開始し、2018年は週5回開室、2020年度も延べ18人2022年度は延べ12人の子どもが登録しています。週に2日や3日、親御さんの予定で親の帰宅を待つ児童の利用が続いています。2021年度は当地域の校区外(隣校区)の児童も利用するようになったり、長期休み等に利用される児童もあり、この居場所の必要性を感じています。
3. 実施スケジュール	2022年3月より、登録の子どもを通じて2022年度の継続を告知します。 ポスターやホームページ、FacebookやInstagramにて広報していきます。 春休みや夏休み等の長期休みは10時半から17時半までの受け入れをします。 季節の行事や、夏祭りなど長期休みには、地域のボランティアと協力してイベントを開催します。 月1回、ゲーム教室、月2回ウクレレ教室を開催します。(緊急事態宣言や講師の都合により開催を見合わせる場合があります。) 長期休みには子どもたちが楽しめるイベント(工作や体験等)を予定します。 長期休み以外の平日は、ボランティア2名で開室します。

<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>本事業は、2021年度もコロナの影響もあり地域のボランティアを募ることができなかった為、現在はひまわり畑の2名にて実施しています。コロナ感染が落ち着けば地域のボランティアも募り、毎日2名～3名の体制をつくっていききたいと思います。当会の主な活動である、親子の広場「えほんのお部屋ひまわり畑」の開室日数は年間300日に及び、毎日10時から17時半まで開いています。会の運営を支える正会員は19名いますが、小学生の受け入れ時間に活動できるスタッフが減少した為、今後も円滑に運営していくために今回の事業を通じて、新しい正会員並びにボランティアを地域で募集していきます。</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>本事業も5年目を迎え、その必要性を感じますが、2020年度からはコロナもあり積極的に勧誘できないところもありました。2020年度から利用者に施設に対して年間5000円の負担をお願いしています。来年度も今ある環境を守り、施設を維持していく事の必要性を説明して了解していただきたいと思います。それでも当会の自己負担は過重ですが、月に2度開催している子ども食堂でつながる他団体と共催するイベント等にて、バザー等を開催し、資金の確保も試行していききたいと思います。</p>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>2017年は週に一度、放課後から17時までの開室でしたが、開室時間が短く利用しにくいとのことで、2018年は17時半まで、週5日で開室をはじめました。2021年度はコロナもあり予約制で受け入れしていました。来年度も2021年度の基本的な日時を継続開室し、その児童とのかかわりを深め、その時間の質を高める取り組みをしていききたいと思います。</p>
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <p>ゲーム教室やウクレレ教室の定期的な開催やボードゲームの体験会などの活動をしている団体が参加している団体のネットワークとの連携(ひらかた子育て支援ネットワーク) 子ども食堂を開催している団体のネットワーク(ひらかた子ども食堂ファンクラブ) 香里ヶ丘の地域コミュニティ連絡協議会などと連携して、子どもが安心できる居場所を作っていきたいと思います。</p>
<p>8. 事業のPR方法</p>	<p>HPやFacebook、Instagram、パンフレットを通じての広報と、民生員や地域の小学校への告知、ファミリーサポートセンターへの活動告知していきます。</p>
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>助成金等の名称() 内 容 { }</p>
<p>10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	

事業収支予算書

団体名：特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑

補助対象事業の名称：	放課後の子どもの居場所「放課後クラブあおむし」づくり事業
------------	------------------------------

事業実施期間： 2022年 4 月～ 2023年 3 月

【収入の部】

(単位：円)

項 目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般・活動分野) (A)	300,000	補助金交付申請額 (一般寄附・活動分野希望寄附)
枚方市補助金(団体) (B)	50,000	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
参加者年会費	135,000	参加者年会費5,000円×15人・月会費500円×10人×12か月
自己資金	171,700	残りは団体運営費より支出
合 計 (C)	656,700	

【支出の部】

(単位：円)

項 目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	ボランティア謝金	600,000	1日2.5時間×5日×12か月×4週×2名×500円
	印刷製本費	1,200	月100円×12回(参加者へのチラシ、ポスター等)
	消耗品費	19,500	参加者1人100円×12か月×10人(折り紙・文具等)、500円×15人×1回(工作等)
	ゲーム・ウクレレ講師代	36,000	1000円×3回/月×12ヶ月
小 計 (E)	656,700		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	656,700		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)－支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金枚方市補助金(一般・活動分野)(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

ただし枚方市補助金(一般・活動分野)(A)と枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を合わせて申請する場合は、合計30万円を上限とします。(団体希望寄附からの補助金だけの申請の場合を除く。)

「放課後クラブ あおむし」2021年度事業の様子

【実施内容】

★お勉強や室内遊び

ひまわり畑に来たら、お勉強をしたり、学年の違う子同士が遊んだり、ゲームを教えたり。外に遊びに行ったりと自由に過ごしています。スタッフに音読を聞いて貰ったり、一緒に制作を楽しんだりみんな楽しく過ごしています。

スタッフにみて貰いながら宿題



手作り人生ゲーム

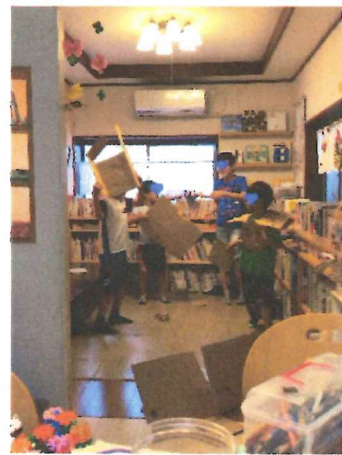


夏休みの工作 コリントゲーム作り



★英語教室 とウクレレ教室

段ボールで鎧兜作り



英語教室

英語で絵本を読んだりしています



ウクレレ教室

クリスマスにはジングルベルも弾きました



【2021年度実績】

2021年度もコロナの為緊急事態宣言やまんえん防止制作が発令され、校区の小学校、保育園でもコロナ感染者が出て、新規の登録人数は少なかったのですが、校区外からの小学生も利用するなど知名度が上がってきたように思われます。

あおむし登録人数:12人

2021年あおむし来室人数 (2021年4月~2021年1月)

(延べ日数・人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	Total
開室日数	21	19	23	19	17	20	21	20	20	17	197
来室人数	45	57	66	63	52	21	52	65	72	45	538

【放課後クラブ あおむしチラシ】

放課後クラブ「あおむし」について…

放課後クラブ「あおむし」は、学校や家庭以外で小学生が安心して過ごせる居場所です。親や学校の先生以外の大人と出会ったり、いろいろな友達とかがわり、遊ぶ場所です。

絵本の「はらぺこあおむし」になぞらえて、はらぺこの小さい小さいあおむし君が、いろんなものを食べて吸収して、最後にはきれいな蝶となるように、子どもたちが、大きく羽ばたく前の貴重な時間を一緒に過ごしたいと思っています。

2020年度は枚方市のNPO活動応援基金の助成事業です。



ボランティアを募集しています

子どもと一緒に遊んだり、様子をそっと見守ってくれたり、子ども食堂のお手伝いをしてくれる、そんなボランティアさんを募集。いつでもお声掛け下さい。



〒573-0084
枚方市香里ヶ丘12丁目6-28
電話番号:090-6739-7064
www.himawari-batake0303.com



宿題したり、遊んだり、みんなあつまれ!



放課後クラブあおむしはNPO 法人えほんのお部屋ひまわり畑が開いている小学生の居場所です。



放課後クラブ「あおむし」

- ・対象は小学生です
- ・平日 月曜～金曜 (放課後～17:30)
(短縮授業、創立記念、代休の場合は長期休みと同じ)
- ・土曜日は月に4回のみ (10時～13時)
日・祝日、お盆休み、年末年始は休み
- ・「子ども会員」の登録が必要です
- ・月会費 500円 (利用しない月は不要)
- ・登録費は 5,000円/年度 (施設維持の為ご協力ください)
- ・ご登録に関しては必ず保護者の同意が必要です
- ・来室時に必ず入室カードに記名と時間を記入してください



こんなことができます

- ★絵本を読んだりアナログゲームで遊んだり
宿題や勉強をしたり
- 時間内は自由に入退室できます。
- けがに繋がる危険な行為は禁止しています。

おへやくるときは、おうちのひとにつたえてきてね

スタッフのちゅういをよくきてね



長期休み期間は

- 春休み、夏休み、冬休みの学校の長期休みは
- ・平日の月～金曜日 10時30分～17時30分
(ただし、水曜日は15時～17時30分)
- ・土曜日は月に4回のみ (10時～13時)
日・祝日、お盆休み、年末年始は休み
- ・学校の休校 (創立記念、代休) の場合も
10時30分～17時30分でご利用できます
(*水曜日は15時以降)
- 10時30分～14時30分までは未就学のお子さんとお母さんも利用されます

赤ちゃんに気をつけてね



保護者の方へ大切なお願い

- ひまわり畑内での飲食について
ひまわり畑内での飲食につきましては、特に規制しておりません。アレルギー等の心配がある方は、ご家庭内でお友達やお部屋からのおやつやの飲食について、お子さんと話し合せて、気を付けるようにお声掛けをお願いします。
- 野外での活動について
ひまわり畑の保険は屋外での活動については対象外です。
公園・道路などでの事故がないようお子さんにお声掛けをお願いします。

児童預かりおかけりルーム

- 仕事や急な用事に小学生を預ける場所がない！
一人での留守番はまだ怖い
そんな声にお応えしてひまわり畑で児童のお預かりをしています。
- ・対象は小学生です。
- ・平日 月曜～木曜 (17:30～20:00)
(それ以外の曜日や時間についてはご相談ください)
- ・利用料金: あおむし月会費 500円 (初回) 500円/時間 (15分単位)
- ・登録料: 5,000円/年度
- ・別途夕食——食500円もご提供できます
(事前に申し込みをお願いします)
- ・開室時間外の料金、時間についてはご相談下さい。



【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

令和2年度事業報告書

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

I 事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

II 事業の成果

未曾有のコロナ禍の中、手探りではあるが地域の親とのつながりを深め、未就園児から小学生までの子どもが安心して過ごせる居場所を提供できた。また、今年度から開始した枚方市保健センター各種事業における保育業務委託の事業はコロナの為、当初の計画からかなりの減少があったものの、医療または福祉の増進を図る活動の一時預かり保育事業として無事運営できた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 親子が集う広場事業

(内容) ほっとルームではお部屋の解放を行い、親子の居場所作りに努めた。令和2年度は小児科での読み聞かせは中止した。地域の商業施設やふれあいルームでの読み聞かせはコロナの為実施回数を減らしての開催ではあったが、絵本の読み聞かせを行い、子育ての悩みや不安に耳を傾け、気持ちのつながりを大切に、必要に応じて他機関につなげるなど、利用者の安らげる時間を作るように積極的に努めた。コロナの為ふれあいルーム等の読み聞かせは定員オーバーが続いた為、ひまわり畑でも新たに「わらべ唄遊び」の会を設けて、親子が触れ合う居場所作りに努めた。また、生活協同組合おおさかパルコープさんに寄付金を戴いたので、地域の方に還元することを目的に、「ちくちく縫って絵本をもらおう」プロジェクトを発足し、ぬいぐるみを作ってきてくれた方に絵本や保育券、ランチ券のプレゼントをして、ぬいぐるみは地域の保育園などに寄付をした。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑、香里ヶ丘図書館、商業施設

(実施日時) ほっとルーム: 平日月曜～木曜 10:30～14:30

出張絵本の広場 (りっぷる 8回 ふれあいルーム 10回、絵本講座 5回)

(事業の対象者) 未就学の親子

(収益) 1,144,600円(パルコープ寄付金50万含む)

(費用) 557,099円(管理費 諸経費 98,867円含む)

(2) (事業名) 子どもの居場所づくり事業

(内容) 「あおむし」では小学生が放課後自由に来室し、室内で勉強したり、絵本やゲーム遊びをするのを見守り、必要に応じて友達同士の係りに助言や遊びの補助を行った。学童のお預かりも実施し、安心して過ごせる場所作りに努めた。

子ども食堂では子どもは無料で食事の提供を行い、子どもとのかかわりを切ることなく、状況確認に努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) ひまわり畑子ども食堂: 毎月2回(第1、第3)金曜 17:30～19:30

あおむし: 平日月曜～金曜 放課後～17:30

学童: 平日月曜～金曜 17:30～20:00

(事業の対象者) 近隣の子どもとその親

(収益) 971,050円

(費用) 1,217,070円(管理費 諸経費 98,867円含む)

(3)(事業名)一時預かり保育事業

(内容) 子どもを気軽に預けられる家庭的な保育施設として、急な依頼にも保護者が安心して預けられる保育の場作りに努めた。また「ちくちく縫って絵本をもらおう」プロジェクトで保育無料券を発行して、無料で保育を実施するなど、保護者の負担軽減に努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) 一時預かり:平日月曜～金曜 9:00～17:00
必要に応じて、早朝、土曜。

(事業の対象者)未就学児

(収益) 347,200円

(費用) 412,286円(管理費の人件費200,512円、諸経費98,867円含む)

2. 営利活動にかかわる事業

(1)(事業名)一時預かり保育事業(保健センター)

(内容) 保健センターにおける「親子教室・離乳食講習会・子育て講演会」に参加する方のお子さんの保育を保健センターの依頼により保育を行う。

(実施場所) 保健センター

(実施日時) 平日月～金 保健センターが指定する日時

(事業の対象者)未就学児

(収益) 1,048,228円

(費用) 1,252,687円

IV 社員総会の開催状況

第1回通常(臨時)総会

(日時) 2020年5月29日 10時00分から10時40分

(場所) えほんのお部屋ひまわり畑とライン

(社員総数) 20名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者7名)

(内容) 2019年活動及び事業報告承認の件
2020年度の事業及び活動計画の承認の件
定款の変更
理事の変更
議事録書名人の選任

第2回臨時総会

(日時) 2020年11月18日 11時00分から11時10分

(場所) えほんのお部屋ひまわり畑とライン

(社員総数) 19名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者5名)

(内容) 理事(代表理事)と理事、監事の改選について
議事録書名人の選任

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会	2020年4月8日	第2回理事会	2020年4月20日
第3回理事会	2020年11月6日	第4回理事会	2021年3月16日

第1回定例会 2020年5月29日

活動計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 絵本のお部屋ひまわり畑
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	営利活動事業 (保健センター)	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	43,200		
賛助会費受取会費	29,100	0	72,300
2.受取寄付金			
受取寄付金(子ども食堂)	104,000		
受取寄付金(その他)	500,000	0	604,000
3.受取助成金			
受取助成金(親子が集う広場)	220,000		
受取助成金(子ども食堂)	318,000		
受取助成金(子育て居場所)	348,000		
受取助成金(コロナ感染予防対策)	295,000	0	1,181,000
4.事業収益			
事業収益(別紙)	605,550	0	605,550
保健センター売上	0	1,048,228	1,048,228
5.その他収益			
受取利息	10		10
経常収益計	2,462,860	1,048,228	3,511,088
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
事業費 給与	0	489,712	489,712
事業費 給与(保健センター)	0	583,825	583,825
事業費 謝金	867,470	0	867,470
事業費 旅費交通費	152,710	41,150	193,860
事業費 法定福利費	0	2,585	2,585
人件費計	1,020,180	1,117,272	2,137,452
(2) その他経費			
事業費 消耗品	614,618	109,354	723,972
事業費 保険料	18,000	3,640	21,640
事業費 通信費	6,384	22,021	28,405
事業費 会議費	4,760	0	4,760
事業費 図書費	25,400	0	25,400
その他経費計	669,162	135,015	804,177
2.管理費			
(1) 人件費			
管理費 給与	200,512		200,512
(2) その他経費			
管理費 福利厚生費	11,000		11,000
管理費 旅費交通費	100		100
管理費 消耗品費	17,269		17,269
管理費 会議費	9,186		9,186
管理費 組合費	12,000		12,000
管理費 通信費	131,687		131,687
管理費 水道光熱費	114,840		114,840
管理費 支払手数料	520	400	920
その他経費計	296,602	400	297,002
経常費用計	2,186,456	1,252,687	3,439,143
当期経常増減額	276,404	△ 204,459	71,945
税引前当期正味財産増減額	276,404	△ 204,459	71,945
法人税等			70,000
当期正味財産増減額	276,404	△ 274,459	1,945
前期繰越正味財産額			949,178
次期繰越正味財産額			951,123

2020年度 計算書類の注記

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

内容	金額	算定方法
事務員 (パート)	964 円/時間	単価は大阪府最低賃金によって算定しています。
保健センター保育士	1100 円/時間	単価は保育士との労働条件通知兼雇用契約書に基づく。
ボランティア (法人内)	早朝～9時まで 500 円/時間 9時～15時00分まで 200 円/時間 15時～17時30分 500 円/時間 17時30分以降 800 円/時間 (交通費は実費を支給)	単価は当法人規約の「手当に関する規約」より算定しています。
ボランティア (出張ひろば運営業務)	500 円/回 (交通費は実費を支給) ふれあいルームは 600 円/回	
ボランティア (子ども食堂)	500 円/回 (交通費は実費を支給)	

【使途等が制約された寄付金等の内訳】

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

(単価：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
子どもの居場所作り推進事業補助金 (子ども食堂)	0	318,000	318,000	0	
ふれあいルーム助成金	0	120,000	120,000	0	
社協助成金 (ほっとルーム)	0	100,000	100,000	0	
子ども輝く未来基金	0	70,000	70,000	0	
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金	0	295,000	295,000	0	

その他

本年度、「ちくちく縫って絵本を貰おう」プロジェクトと称してフェルトぬいぐるみを作成していただいた方に

- | | | |
|------------------|--------|---------------|
| ① 絵本の無料プレゼント | 科目 図書費 | 25,400 円として計上 |
| ② 提携カフェのランチプレゼント | 科目 会議費 | 4,760 円として計上 |
| ③ 保育の無償提供 | 科目なし | 5,000 円相当 |

を行い、活動計算書に含んでいます。(材料費は提供)

貸借対照表

令和3年3月31日現在

特定非営利活動法人 絵本のお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	86,142		
当座預金 (郵貯振替)	33,511		
普通預金 (郵貯総合)	363,936		
売掛金	122,450		
未収金	573,000		
流動資産合計		1,179,039	
資産合計			1,179,039
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	152,016		
仮受金	5,900		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		227,916	
負債合計			227,916
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		949,178	
当期正味財産増減額		1,945	
正味財産合計			951,123
負債及び正味財産合計			1,179,039

財産目録

令和3年3月31日現在

特定非営利活動法人 絵本のお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ 資産の部			
1.流動資産			
手持現金	86,142		
当座預金(郵貯振替口座)	33,511		
普通預金(郵貯総合口座)	363,936		
売掛金(枚方市保健センター)	122,450		
未収金(放課後の子どもの居場所補助金)	278,000		
未収金(新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助)	295,000		
流動資産合計		1,179,039	
資産合計			1,179,039
Ⅱ 負債の部			
1.流動負債			
未払金(給与3月分)	152,016		
仮受金(R3正会員会費)	4,800		
仮受金(R3賛助会費)	600		
仮受金(R3あおむし事業収益)	500		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		227,916	
負債合計			227,916
Ⅲ 正味財産の部			
前期繰越正味財産		949,178	
当期正味財産増減額		1,945	
正味財産合計			951,123
負債及び正味財産合計			1,179,039

特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目6番28号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと子育て世代の親に寄り添い、その育ちに関わるさまざまな事業を通して、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (5) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 親子が集う広場事業
 - ② 子育て居場所づくり事業
 - ③ 一時預かり保育事業
 - ④ 絵本や手作り雑貨販売事業
 - ⑤ その他目的を達する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5名以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと

も会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

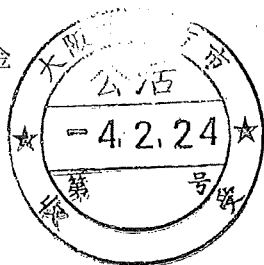
理事長	中 谷 章 代
副理事長	坂 本 真 理
副理事長	森 田 明 美
理事	西 川 典 子
監事	窪 堀 裕 美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 なし
 - 正会員会費 月額 200円
 - (2) 賛助会員入会金 なし
 - 賛助会員会費 年額 1口3,000円 但し、5口までとする。
 - (3) 利用会員 月額 100円

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【2. 枚方市手話通訳協会】



令和4年2月24日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会
主たる事務所 〒573-0022
の所在地 枚方市宮之阪3-1-30
代表者氏名 山田智子
担当者氏名

連絡先 TEL
FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

ろう手話講師育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 130,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会
事 業 名 称	ろう手話講師育成事業
事 業 実 施 期 間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月 31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) (目的) 手話講習会や講座や手話の研修時において、手話言語者のろう者自身が手話を教えるため人材育成を行う。 (問題解決) 現在、手話講習会を行っているが、手話を教えることができるろう手話講師が少ない。また、講師としての技術習得をする場や機会がないため、講習会を行い、技術を身につけたい。
2. 事業内容等	【①対象者】 枚方市在住の手話講師を目指すろう者 【②実施場所】 ラポールひらかた、サプリ村野 【③事業内容】 手話講師を目指すろう者に手話講師育成講座を実施する。 手話を第一言語としているろう者に、ナチュラルアプローチ手話教授法を習得していただき、日本手話講師の質の向上と人材育成を図る。また広く一般市民に対してろう者特有の文化を啓蒙し、言語としての手話の普及発展に寄与する。
3. 実施スケジュール	第1回目：令和4年5月8日(日)午後2時～4時 第2回目：令和4年6月12日(日)午後2時～4時 第3回目：令和4年7月10日(日)午後2時～4時 第4回目：令和4年8月14日(日)午後2時～4時 第5回目：令和4年9月11日(日)午後2時～4時 第6回目：令和4年10月9日(日)午後2時～4時 第7回目：令和4年11月13日(日)午後2時～4時 第8回目：令和4年12月11日(日)午後2時～4時 第9回目：令和5年1月8日(日)午後2時～4時 第10回目：令和5年2月12日(日)午後2時～4時

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会

補助対象事業の名称：	ろう手話講師育成事業
------------	------------

事業実施期間： 令和4年 4 月～ 令和5年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般寄附) (A)	130,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体希望寄附) (B)		補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金		
受講料	130,000	1回1,300×10回×10人
合 計 (C)	260,000	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)	
補助対象経費	会場費	10,000	1,000円×10回
	講師 (ろう者)	150,000	日額15,000×10回×1人
	交通費	40,000	日額3,000円×10回×1人 日額1,000×10回×1人
	手話テキスト作成	10,000	テキスト 1,000円×10冊
	アルバイト人件費	30,000	当日受付会場設営 日額3,000円×10回×1人
	アルバイト人件費	10,000	設営準備 日額1,000円×10日×1人
	修了証書作成	10,000	1,000円×10冊
小 計 (E)	260,000		
補助対象外経費			
小 計	0		
合 計 (D)	260,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計 (C) = 支出の合計 (D) となるように記入してください。

枚方市補助金(一般寄附) (A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附) (B)を
差し引いた金額の1/2以内 (千円未満切り捨て) として下さい。

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

《2020 年度事業報告書》

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

I 事業期間

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

II 事業の成果

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大で緊急事態宣言が出された為、予定していた事業をやむを得ず中止することが多かった。

手話通訳者派遣事業は、枚方市役所の手話通訳者窓口業務と事業所や企業等に手話通訳者を派遣した。

手話の普及事業は、手話教室（会話・読取・手話UP・トライアル）、ろう者の勉強会を開いた。手話通訳者養成事業は、登録通訳者と登録講師の研修、手話通訳養成講座、通訳者の学習会、を実施した。

また、枚方市役所登録手話通訳者研修を行った。

枚方市ホームページの市長のメッセージに手話通訳動画を制作した。

2021 年の枚方市手話言語条例制定に向けて、審議会に参加した。

III 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 手話通訳者派遣事業

【内 容】 聴覚障害者及び行政、企業、各種機関・団体等の要請に応じて会員を派遣し手話通訳を行った。

【実施場所】 手話通訳を必要とする場所

【実施日時】 手話通訳の要請のある日時

【事業の対象者】 聴覚障害当事者及び行政、企業、各種機関・団体等の手話通訳を必要とする者

(2) 手話通訳者窓口業務受託

【内 容】 枚方市の委託を受け、障害福祉室及び市役所内窓口に来庁する聴覚障害者の手話通訳及び職員が業務執行する上での手話通訳及び事務を実施した。

【実施場所】 枚方市役所障害福祉室

【実施日】 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 障害福祉室・市役所庁内の窓口に来庁する聴覚障害者及び職員

(3) 手話の普及事業

【内 容】 事業所で手話の理解を広め、また手話技術の指導を実施した。
「ろう者のための勉強会」として市内在住のろう者が学ぶ場を提供した。

① 手話教室

② 手話でわかるろう者の勉強会

【実施場所】 ①通訳協会事務所

②ラポールひらかた

【実施日】 ①2020 年 4 月～2021 年 3 月までの火・水・木・金曜日
(但し緊急事態宣言中は休講)

②2020 年 11 月 29 日 (日)

- 【事業の対象者】①受講者 各コース8～10名
②受講者 16名

(4) 養成事業

- 【内 容】 ①登録通訳者現任研修を実施
②手話通訳養成講座を実施
③登録講師現任研修を実施
④通訳者の学習会

【実施場所】 ①②③④通訳協会事務所

- 【実施日】 ①2020年8月・11月 2021年3月
②2020年10月28日・11月25日 2021年3月24日・3月31日
③2020年9月6日・10月4日・11月1日
④2020年10月27日 2021年3月30日

- 【事業の対象者】①登録通訳会員 42名
②受講者 13名
③登録講師会員 17名
④受講生 6名

(5) その他の事業

- 【内 容】 ①枚方市役所登録手話通訳者研修
②市長メッセージに手話通訳動画を制作

【実施場所】 ①メセナひらかた会館・ラポールひらかた
③ 通訳協会事務所

- 【実施日】 ①2020年11月24日 12月2日 2021年3月11日 3月19日
②2020年4月8日・20日・30日 5月15日・21日・25日 6月14日
7月21日 8月6日 9月20日・23日 11月27日 12月7日・15日・28日
2021年1月8日・14日・29日 2月5日

- 【事業の対象者】①枚方市役所登録通訳者
②枚方市民

IV 社員総会の開催状況

- 【日 時】 2020年4月26日(日) 9:30～11:04
【場 所】 NPO 法人枚方市手話通訳協会事務所（オンラインにて開催）
【社員総数】 29名
【出席者数】 出席者10名、委任状提出者12名、欠席者7名
【内 容】 第一号議案 2019年度事業総括、決算報告及び承認を求める件
全員一致で承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

隔月に事務局会議を実施

2020年度活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費	176,000		
賛助会員受取会費	0	176,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	162,470	162,470	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
手話通訳派遣事業収益	4,431,860		
手話の普及事業収益	968,100		
手話通訳者養成事業収益	303,400		
その他の事業収益	1,889,250	7,592,610	
5. その他収益			
受取利息	72		
雑収益	2,461,050	2,461,122	
経常収益計			10,392,202
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
活動費	4,703,052		
旅費交通費	273,690		
保険費	39,200		
研修費	1,400		
通信運搬費	108,596		
消耗品費	113,383		
備品費	0		
貯蔵品費	24,736		
出展費	0		
支払手数料	14,300		
支払寄附金	0		
支払助成金	0		
雑費	0		
その他経費計	5,278,357		
事業費計		5,278,357	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費/管理	1,163,500		
地代家賃	792,000		
水道光熱費	28,080		
修繕費	0		
諸会費	3,000		
租税公課	0		
支払手数料	48		
雑費	151,000		
その他経費計	2,137,628		
管理費計		2,137,628	
経常費用計			7,415,985
当期経常増減額			2,976,217
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,976,217
前期繰越正味財産額			6,955,394
次期繰越正味財産額			9,931,611

[注記] この計算書類はNPO法人会計基準によっています。

2020年度貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金	14,180		
普通預金	10,424,121		
未収益金	123,240		
流動資産合計		10,561,541	
2 固定資産			
什器備品費	0		
減価償却累計額	0		
固定資産合計		0	
資産合計			10,561,541
II. 負債の部			
1 流動負債			
未払金	629,930		
流動負債合計		629,930	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			629,930
III. 正味財産の部			
1 前期繰越正味財産		6,955,394	
2 当期正味財産増加額		2,976,217	
正味財産			9,931,611
負債及び正味財産合計			10,561,541

2020年度財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I. 資産の部			
1 流動資産			
現金予金			
現金手元有高	14,180		
普通預金 ゆうちょ銀行	10,424,121		
預け金	0		
未収金	123,240		
流動資産合計		10,561,541	
2 固定資産			
什器備品費	0		
固定資産合計		0	
資産合計			10,561,541
II. 負債の部			
1 流動負債			
預り金	0		
未払金	629,930		
流動負債合計		629,930	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計		0	629,930
正味財産			9,931,611

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、手話通訳派遣その他聴覚障害者の情報保障に関する事業を行い、聴覚障害者の自立、社会参加を進めるとともに、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第一号(保健、医療又は福祉の増進を図る活動)を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 手話通訳派遣事業
- (2) 手話の普及事業
- (3) 手話通訳者養成事業
- (4) その他の事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 登録会員は、この法人の事業に賛同して必要な知識と技術を有した個人
- (3) 賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、会員の申込みについては、入会を認められない正当な理由がない限り入会を認めるものとする。なお、入会を認めない場合は、理由を付した書面で本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年間滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人～15人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を事務局長、1人以上を会計とし、副理事長1人を置くことができる。
- 3 理事及び監事は、総会に於いて選出する。

- 4 理事長、副理事長、事務局長、会計は、総会において理事の中から選任する。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはいけない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を執行する。
- 3 事務局長は、この法人の事務を統括する。
- 4 会計は、この法人の会計事務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、

遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営に関する事項

(10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算

に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には局員を置くことができる。

3 事務局の局員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第44条 事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(公告)

第47条 この法人の公告は、官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所に掲示する。

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、0円(年)とする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2003年4月30日までとする。
 - (1) 代表 渡邊 義彦
 - (2) 事務局長 富田 裕子
 - (3) 会計 森 美智子、香川 久代
 - (4) 理事 石崎富士子、大橋 恭子、寺嶋 幸司、山田 智子、上野 都、山根 和代
 - (5) 監事 佐崎三千代、近藤千津子
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年 3 月 31 日までとする。

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【3. ふれあいネットひらかた】



年 月 日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

主たる事務所 〒573-0157

の所在地 大阪府枚方市藤阪元町3丁目36番32

代表者氏名 林 明子

担当者氏名

TEL

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

「夏休み特別企画！ランチ付き子ども絵画教室」

～夏休みに思いっきり絵をかいてみよう～

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 123,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

事業計画書

<p>団 体 名</p>	<p>特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた</p>
<p>事 業 名 称</p>	<p>「夏休み特別企画！ランチ付き子ども絵画教室」 ～夏休みに思いっきり絵をかいてみよう～</p>
<p>事 業 実 施 期 間</p>	<p>(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2022年 5月 1日 ～ 2022年 9月 31日</p>
<p>1. 目 的</p>	<p>絵を描く楽しみを経験させ、心身の発達と自己肯定感を育むことを目的として、小学生の夏休みに絵画教室を行う。子どもの発達（認知機能・運動機能・感性や感情）に文化・芸術は深く関係している。コロナ禍における子どものストレスは目に見えないものが多く、またその表現する力も未発達である。そうした状況に対し、芸術活動を通し、内面の自己表現ができるよう指導し、自己肯定をできるようにしたい。また、コロナ禍で子育て世帯への負担が高まっていることから、参加児童に対し「ランチ」を提供することで、子どもの栄養摂取と保護者の負担軽減も目指す。</p>
<p>2. 事業内容等</p>	<p>【①対象者】 枚方市内在住の小学生1年～6年生 約20名</p> <p>【②実施場所】 枚方市立牧野生涯学習市民センター 第三集会室 料理室</p> <p>【③事業内容】 夏休みの3日間を活用し、ランチ付き子ども絵画教室を実施する。</p> <p>時間割 9:30～10:00 出席確認 準備 10:00～11:30 絵をかく 11:30～1:00 昼食 休憩（外遊びや読書） 1:00～2:30 絵をかく 2:30～3:00 後片付け 終了</p> <p>3回の指導内容 1日目 絵画の技法（コラージュ、マーブリング、フロッタージュ、デカルコマニー、スタンピングなど）の習得 2日目 コラージュ（写真や木、布などを貼りつけ構成する技法）を使った作品 3日目 カボチャのオブジェ（新聞紙を丸め、糸で縛り、その上から色付けした和紙を貼った作品） 後日、牧野生涯学習市民センターにて作品展を開き、できあがった作品を展示する。</p>

<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>準備期間を含めて5か月間とする。</p> <p>5月 準備のための会議 1回 チラシ作成 SNS 発信準備等</p> <p>6月 準備のための会議 2回 チラシ発注 SNS 発信開始</p> <p>7月 準備のための会議 参加者の確認 昼食スタッフとの会議 第一回 7月27日(水曜日) AM9:30~PM3:00</p> <p>8月 第二回 8月 3日(水曜日) AM9:30~PM3:00 第三回 8月17日(水曜日) AM9:30~PM3:00 事業のまとめ 牧野生涯学習市民センターにて作品展</p> <p>9月 終了後の振り返り会議 1回 終了後の事業報告書作成 決算報告書の作成</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>事業の実施体制 合計 6名</p> <p>絵画の講師 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたの会員 小学校教諭・中学校美術教諭(現在は再任用講師) 2名</p> <p>運営者 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたの会員 1名</p> <p>指導者(子ども) 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたの会員 1名</p> <p>調理スタッフ 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたの会員 2名</p> <p>事業が円滑に実施できるよう、団体の会員が事業間の垣根を越え、協力体制を構築する。</p> <p>また、本事業の趣旨に賛同・協力いただける方には、保険の関係から会員になることを勧めていく。(賠償責任・傷害保険に団体加入)</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>当団体では、すでに通年で絵画教室を開催しており、この事業で参加してくれた子どもや保護者に勧誘を行う。また、絵を指導できる講師が重要であり、人材の確保を継続して行う。また事業発信と参加者の動機づけにつながることから、作品展を継続して行う。</p>
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>2021年度4月より、特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたの学習事業として「子ども絵画教室教室」を枚方市立南部生涯学習市民センターにて開講した。現在も継続中で、子どもや保護者の絵画に対する関心が高いと思われる。2022年3月には同センターにて作品展を行う。これらの流れから、集中して作品に取り組める夏休みを利用して、現在の参加者だけでなく広く絵画の魅力を発信できる学びの場を設ける。</p>
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>このイベントで描かれた子どもの絵を、枚方市立牧野生涯学習市民センターや他の施設のロビーに展示し、作品の持つエネルギーや魅力を見ていただく方に感じていただく「作品展」を実施する。また、現在は子どもの教室を開催しているが、今後はその他の世代の絵画教室を開催できるきっかけとして、コロナ禍で失われたコミュニケーションを復活できる絵画教室を開講する。これらを着実に実行できるよう、計画して取り組んでいく。</p> <p>また、枚方市や枚方市教育委員会に後援申請を行うとともに、協力を求めている。牧野地域の各校区コミュニティ協議会にも協力を要請していく。参加費を主たる財源としていくが、不足分には助成金も活用していく。</p>

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人
ふれあいネットひらかた

補助対象事業の名称：	「夏休み特別企画！ランチ付き子ども絵画教室」 ～夏休みに思いっきり絵をかいてみよう～
事業実施期間：	2022年 5月～ 2022年 9月

【収入の部】 (単位：円)

項 目※1	予算額	内容説明（積算根拠等）
枚方市補助金(一般寄附) (A)	123,000	補助金交付申請額（一般寄附）
枚方市補助金(団体希望寄附) (B)	0	補助金交付申請額（団体希望寄附）
参加費	100,000	3回分で¥5000*20人
自己資金	36,000	NPO法人ふれあいネットひらかたより
合 計 (C)	259,000	

【支出の部】 (単位：円)

項 目	予算額	内容説明（積算根拠等）	
補助対象経費	調理人件費	27,000	調理（栄養士）スタッフ ¥5000*3回=15000 調理アシスタント ¥4000*3回=12000
	講師及びアシスタント人件費	72,000	講師料（絵画の先生） ¥9000*2人*3回=54000 アシスタント(子ども指導) ¥6000*3回=18000
	印刷製本費	40,000	チラシ作成費 ¥20000 印刷代 ¥20000
	通信運搬費	3,000	食材と絵画教材搬出入車代 ¥1000*3回=3000
	消耗品費	9,000	調理用消耗品 ¥5000 感染防止消耗品 ¥4000
	賃借料	13,000	牧野生涯会議室（絵画用午前午後） ¥2000*3回=6000 調理室（調理と喫食用） ¥1000*3回=3000 会議室（会議用） ¥1000*4回=4000
	材料・教材費	82,000	昼食材料費 ¥700*20人*3回=42000 絵画教材費 ¥2000*20人=40000
小 計 (E)	246,000		
補助対象外経費	事務人件費	10,000	出欠管理と会計事務 ¥10000
	食糧費	3,000	会議用お茶代
小 計	13,000		
合 計 (D)	259,000		

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。

枚方市補助金(一般寄附)(A)は補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

子ども絵画教室 子ども料理教室

体験会開催につき 参加者大募集！

子ども料理教室「けやきクラス」

4月4日（日）AM9：30

子ども絵画教室「アトリエ レインボー」

4月10日（土）AM10：00

費用：絵画¥1000 料理¥2000

会場：枚方市立南部生涯
学習市民センター

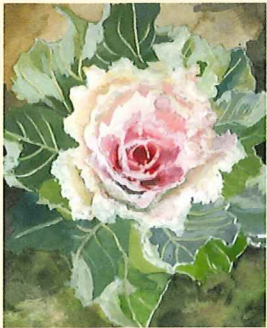


NPO法人
ふれあいネットひらかた

思いっきり
絵をかいて
自分を表現
します

絵画担当の先生は
元小学校教師です
作品を仕上げる楽
しさを学びます

料理から子どもの生きる力を育みます



料理教室では栄養士の
指導で食育をしながら
料理の基本と栄養を
学びます。
お菓子も作ります！



体験会の申し込みはメールでお願いします

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

お問い合わせはこちら

✉ hayashi1655@shokuiku-station.com

☎090-2283-7625

<http://www.shokuiku-station.com/>

ふれあいネット 🔍

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020 年度 事業報告書



NPO法人
ふれあいネットひらかた



2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2021年度

第16回 通常総会

日時：2021年5月30日(日) 14時00分～16時00分

場所：サプリ村野301号室

式次第

1. 開会挨拶
2. 総会成立要件の確認
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議事

審議事項

- | | | |
|-------|------------------|---------|
| 第1号議案 | 2020年度 事業報告 | 承認の件 |
| 第2号議案 | 2020年度 決算報告 | 承認の件 |
| | 活動計算書 貸借対照表 財産目録 | 財務諸表の注記 |
| | 監査報告 | |
| 第3号議案 | 役員改選 | 承認の件 |
| 第4号議案 | その他 | |

6. 閉会挨拶

以上

2020年度事業報告書

事業の期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2020年度のまとめ

● 2020年度の活動について

新型コロナ感染が収まらず新年度は5か月のみの活動となった。枚方市の行政措置に伴い理事会として各部門に緊急事態宣言が発令中は活動を中止するよう通達した結果である。感染防止の観点からすれば避けられないことではあったが、法人としてはかなりのダメージとなった。特に食育と母子支援事業は新型コロナにより多大な影響を受けた。

対面の活動が制限された場合の対処として、オンラインを活用した事業を、今年度の課題として各部門でどこまでできるか検討をお願いした。部門により異なるが、新たな事業につながる成果もあった。影響を受けた食育と母子支援事業はオンラインやSNSを積極的に活用し、時代のニーズに即応した運営に努めた。

対面が求められる年代の講座内容と、オンラインや配信で行える講座と区分して事業を行ったが、コロナ禍により公共利用施設が利用できなくなることで法人としては大きな打撃を受けることを痛感した。

● 本部

感染拡大防止の観点から昨年度(2020年)3月から6月まで事業が停止中であり事業計画の予算と計画の見通しが立たなかった。また対面での会議等も感染防止の観点からリモート会議を中心としたため事業展開に遅れが生じた。そのため今年度は決算総会と予算総会とに分けて開催せざるを得なかった。

7月から事業再開となったが12月から2月まで再度事業を中止とした。事業が中止している期間は年会費などの収益がなく、事務局では国と大阪府のコロナ対策給付金を申請のうえ受給し、今年度の本部会計の赤字補填にあてた。

今年度はNPO法人を対象としたインターンシップの受け入れを行った。8月～9月に4人、2月～3月に2人が参加し、制限された活動ではあったが法人にとっては事業運営に関する新たな視点での考察などを知る良い経験となった。法人の定款第4条(4)【職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動】の事業種類に該当するので、今後も要請があれば積極的に受け入れることとしたい。

● 各事業について

1. 食育支援事業

教室を再開するにあたり、感染防止の観点から参加者人数を8人までとし、保護者の試食を断った。3月の教室では、感染者の増加を踏まえ持ち帰り献立とした。

参加人数を減らし、保護者の試食も断ったため収益が減少したが幸い感染者は出なかった。1月からは、料理教室のレシピを実際に作って動画にし、YouTubeにアップして教材として参加者にラインから配信した。2月にはズーム会議システムを使い子どもと保護者に食育教室を行った。初めての事で課題はあったが非対面の教室と動画撮影・配信はこれからも必要な取り組みとなる。

2. 学習支援事業

小学生の学習教室である英語教室は講師の高齢化や学校教育の変化等に伴い 2020 年度をもって終了することにした。子ども体操教室は、コロナ禍で子どもの体力低下が問題になったので、教室が休みの期間に家庭でできる体操を課題とした。2 月には緊急事態宣言が発令中ではあったが感染者の減少もあり、遠足を実施した。

体操中のマスクや接触することで感染を心配したが無事年度内の教室を終了した。

3. 健康支援事業

教室が再開されたのは7月の暑い時期で、換気のために冷房機器を効かせられず、体操を行うにはあまりよくない環境であった。特に高齢者はマスクをして体操をすると体調不良となるので、感染防止と環境づくりを平衡させることが大変であった。再開した教室では参加者の明らかな体力低下がみられ、体操中に危うく転倒しかねないケースもあった。

2 月は緊急事態宣言が発令中ではあったが、体力低下を防ぐために野外ウォーキングを実施した。マスクを外して体操をしたので、入室時の検温・消毒、退出時の消毒は徹底して行った。この教室も幸いにして感染者は出なかった。

4. 母子支援事業

枚方市の NPO 応援基金から助成金を受けるべく 2020 年度の事業を計画したが、感染拡大により計画内容を変更し「ママなび舎～オンライン定期便～」を行った。対象の参加者が妊婦や乳幼児の保護者だったため、感染防止の観点から ZOOM によるオンライン講座とし、非接触で事業を行い、枚方市に助成金事業としての完了報告をした。

現代社会においては性別による区別をなくそうという考え方が普及している。家庭生活において女性の就労が増加し、過去から伝わる男女の家庭内作業の分担がなくなってきている。子育ても同様で、家族で子どもを育てるという観点から、母親だけに特化した「ママなび舎」は今年度で終了することにした。

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	本部					
事業方針	法人の運営を円滑にするために、理事会・事務局において明確な運営方針を策定し正会員への周知・徹底を図る。自主事業を企画・立案し、新たな事業展開を模索する。					
年度目標	運営	定款に基づき通常総会は年1回、定例理事会は年3回以上開催する。事務局会議は必要の都度、随時開催する。なお、今年度から毎回の議事録作成を行う。法人の現諸規定の見直しを含めて、運営上特に必要な規定の制定・整備を進める。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、各事業体での感染防止対策を徹底し、正会員及び事業参加者の安全の確保に努める。				
	広報活動	法人ロゴの策定により、ホームページの改訂・内容の充実を図り、リーフレットを作成して法人の活動状況について広く一般に周知する。				
	渉外活動	積極的に外部の交流会やセミナーに参加し、他のNPO法人の活動情報収集や賛助会員(企業)を募る方策を検討する。				
事業概要	【総会・会議】		決算総会 予算総会 理事会 事務局会議			
	5月31日	決算総会	サブリ	4月30日	事務局会議	ZOOM
	6月27日	予算総会	サブリ	5月12日	事務局会議	ZOOM
	4/30・5/7	理事会	ZOOM	12月10日	事務局会議	ZOOM
	9/26・1/18	理事会	サブリ	3月28日	事務局会議	サブリ
	【宣伝広告・渉外】 イベント・セミナー等					
	インターンシップ		2021年8月~9月 4名参加			
インターンシップ		2021年2月~3月 2名参加				
会計	収益 ¥3,233,887-			費用 ¥1,164,626-		
事業総括	運営	対面での会議が開催できなくなり、オンライン会議システムZOOMと法人契約をして理事会等の会議を行った。理事会・事務局会議は予定の開催を行うことができたのはZOOMを導入したことが大きいと思われる。法人の定款以外の規定は問題点を整理することができた。それは事業を新規で行う場合と継続する場合の問題点である。法人の定款と照らし合わせ事業を精査することにした。コロナ対策として緊急事態宣言中は法人の全事業を中止とした。また、生涯学習センター閉鎖時も同じように全事業を中止としたので、結果活動できたのは6か月足らずとなった。				
	宣伝広告	ホームページが時代にマッチしておらず、インターネットに即した新たなホームページの作成にあたり準備段階として業者選定の情報収集を行った。				
	渉外活動	事務局で国と大阪府にコロナ関連給付金の申請を行い受給することができた。今年度の赤字に補填した。				
次年度への課題点	運営	来年度も事業が順調に運営できる状態に戻っていないことから、現事業を継続し維持することに努力する。本部では事業ができないので新にPR事業部門を設ける。具体的には、インターンシップの受け入れや法人で参加するイベントである。				
	宣伝広告	ホームページ・リーフレット作成について作業部会を設ける。作業部会は理事会事務局を中心として理事にて構成する。				
	渉外活動	助成金の活用は今後も必須であり、長期的な計画を策定して申請に関する十分な準備をする。寄付金を募る活動を行うので目標額を設定する。				
理事会	理事長	林明子	副理事長			
	理事事務局					
	理事					
	監事					

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	食育支援事業				
事業方針	全ての世代に対する食文化の伝承と家庭料理を中心とした調理実習を通して「食生活の基本教育」の普及を図る				
年度目標	(1)食育料理教室の企画と運営事業				
	【内容】	調理技術の向上を目指し、一人ひとりが調理実践できるよう指導をおこなう。また感染防止策として、手洗い・消毒の徹底とマスクの着用、換気等に十分配慮し利用室の定員ルールに基づく少人数のグループで取り組む。感染防止からクラスの数や試食に制限があるので、少人数の指導はしやすくなる。一人一人丁寧な指導を心がける。また、常に新たなレシピ開発に取り組む体制と体制を作る。			
	(2)食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業				
	【内容】	今年度は感染防止の為事業計画はなしとする。			
事業概要	(3)食に関するイベントへの参加・出店・物販の企画と運営事業				
	【内容】	事業計画は未定とする。			
	(1)【教室名】子ども食育料理教室				
		開催日	参加人員		開催日
4月	緊急事態で全教室休止		10月	10・11・18・25	37人
5月	緊急事態で全教室休止		11月	1・8・15・28・29	34人
6月	緊急事態で全教室休止		12月	6日のみ開室	8人
7月	5・11・12・19・25・26	46人	1月	緊急事態で全教室休止	
8月	緊急事態で全教室休止		2月	緊急事態で全教室休止	
9月	6・12・13・20・26・27	39人	3月	14・21・27・28	30人
	【教室名】シニア食育料理教室				
	開催日	参加人員		開催日	参加人員
4月	緊急事態で全教室休止		10月	6・13・27	21人
5月	緊急事態で全教室休止		11月	3・10・27	18人
6月	緊急事態で全教室休止		12月	1日のみ開室	9人
7月	7・14・28	20人	1月	緊急事態で全教室休止	
8月	4・11・25	19人	2月	緊急事態で全教室休止	
9月	1・8・29	23人	3月	2・9・23	20人
	(2) 講師派遣・講習会等	2020年度は実施せず			
	(3) イベント参加等	2020年度は実施せず			
会計	収益 ¥627,400-		費用 ¥1,018,059-		
事業総括	教室事業	子ども・シニアの教室で用意していた教材を使った指導ができなかったのが残念であった。コロナ禍で参加者の新規募集ができなかったことに加え、長期の休講の影響で退会するケースもあった。子どもの教室の場合、3月が卒業時期で参加者が減少した。飲食による飛沫感染が心配であったが感染防止を徹底して実施し、年度内の教室を無事終了した。			
次年度への課題点	教室事業	教室を休講にすることで参加者やスタッフの持続する意識が薄れることがないように、休講中でも参加者が自宅で取り組める課題を出したり、動画から簡単な振り返りを行うようにする。体験会を行い新規の参加者の獲得は継続的にを行い、春と秋に体験会を実施する。			
	講師派遣	状況に応じて企画・検討するが、現段階では計画は未定。			
	イベント	機会があれば参加してPR活動を行う。			
講師の先生	講師	林明子 吉永順子 中山純子 吉本陽子 野口美有希 亀井恵子			
	アシスタント				

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	学習支援事業					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども体操教室」					
	【内容】	個人個人の体力、運動能力を伸ばすいろいろな運動を行う。 楽しみの中にも、努力することを学び、努力すれば伸びることを実感させる。				
事業概要	【教室名】放課後子ども体操教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	8・15・22・29	45人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	5・12・19・26	72人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	3	18人
	7月	2・9・16・23・30	64人	1月	緊急事態で教室休止	
	8月	6・27	32人	2月	11	13人
	9月	3・10・17・24	46人	3月	4・11・18・25	52人
	【イベント・講習会等】					
		7月23日	渚市民体育館にてトランポリン			
	2月11日	牧野生涯学習市民センターから山田池公園までの遠足プログラム				
会計	収益 ￥288,880-			費用 ￥204,386-		
事業総括	高学年が抜けた穴を、次の高学年がうまく埋めてよいムードで活動ができた。 活動前半の長い休みには、家庭での運動目標を立てて実施を促した。実行していた人数は半数以下ではあったが、実行した子どもの体力には伸びが少しではあるがみられた。 今年度は人と人との規制もあり、個人種目としての運動を中心にを行い、子どもたちには頑張りが見られた。					
次年度への課題点	次年度も規制がしばらくは続くので、工夫した内容がさらに必要。 ヨガ専門の指導者も、ダンス専門の指導者も退会することになったが、子どもの興味の原点に返って、楽しく体力・運動能力の向上を目指す一方、ヨガやダンスの良いところも体育的に点を基礎運動に組み込めるよう考える。今後もアシスタントを一人つけたい。					
講師の先生	講師	亀井恵子 折小野美奈子				
	アシスタント					

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	学習支援事業					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども学習教室」					
	【内容】	1年間を通して子ども達が元気に教室を続けることが出来るような環境作りと、学習の形を考えていく。新しい形の学習を探しながら、今までの既成概念にとらわれることなく、新たな放課後子ども学習教室を作り上げていく。学習が事業の目的なので、具体的には教科に捕らわれず、コロナで学習の遅れが生じた科目についても取り組む。また、対面授業では二次・三次感染の対応ができないので、その場合を考慮してオンラインによる授業体制を整える。				
事業概要	【教室名】 放課後子ども学習教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	7・8・13・14・20・21・27・28	41人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	3・4・10・11・17・18・24・25	40人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	1, 2,	40人
	7月	7・8・14・15・21・22・28・29	40人	1月	5・6・12・13・19・20・26・27	40人
	8月	4・5・25・26	41人	2月	9・13・16・20・23・27・(3/23/6)	20人
	9月	1・2・8・9・15・16・29・30	40人	3月	9・10・16・17・23・24・30・31	39人
会計	収益 ¥887,000-		費用 ¥860,533-			
事業総括	コロナの影響でセンターの使用が阻まれ十分な活動が出来なかったことが残念である。4, 5, 6月の長きに亘り、閉鎖の時は寺子屋の子ども達は辞めてしまうのではないかと危惧したけれども結果的には皆さん戻って来てくれてあり難いと思った。その間、子ども達や親とのコミュニケーションを取る為に問題集を作って配布させて賣った。2週間に1回ぐらいで連絡を取り予定を組んで子ども達とトークしたことも結果に繋がっているように思う。その後も閉鎖中はウッドビレッジの活用をする中で十分ではないが継続できた。					
次年度への課題点	子ども英語教室は2020年度末をもって終了。					
講師の先生	講師	澤 宏子 荻生恒典 甲斐正子				
	アシスタント					

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	健康支援事業				
事業方針	介護予防を目的としたシニア世代の健康維持と体力向上が出来る体操教室を行う。体力や内容を考慮し、内容の異なる2クラスを運営する。				
年度目標	(5) 健康に関する企画と運営事業 「シニア健康体操クラブ・アンチエイジング体操クラブ」				
	【内容】	コロナ自粛で衰えた体力の回復をメインに安全に実施。			
事業概要	【教室名】	シニア健康体操クラブ			
		開催日	参加人員	開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	5・12・19・26 35人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	2・9・16・23・30 48人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	緊急事態で教室休止
	7月	6・13・20・27	41人	1月	緊急事態で教室休止
	8月	3・17・24・31	38人	2月	8・22 18人
	9月	7・14・21・28	35人	3月	1・8・15・22・29 47人
	【教室名】	アンチエイジング体操クラブ			
	4月	緊急事態で教室休止		10月	5・12・19・26 45人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	2・9・16・23・30 54人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	緊急事態で教室休止
	7月	6・13・20・27	47人	1月	緊急事態で教室休止
	8月	3・17・24・31	48人	2月	8・22 24人
9月	7・14・21・28	45人	3月	1・8・15・22・29 60人	
会計	収益 ￥394,475-		費用 ￥366,090-		
事業総括	休講期間があり、軽めの体操から始めましたが、きつそうな様子でした。回数を重ねるに当たり慣れてこられましたが、再びの休講でケガや体力低下がみられました。施設の利用中止期間に初めて公園での教室を実施しました。皆さん積極的に参加され、実施に関して喜ばれましたがやはりウォーキングメインの立位体操が多くなるので、膝痛がある方は辛い様でした。そして、屋外により段差や行動範囲が広がる事により、転倒リスクも高くなりました。				
次年度への課題点	感染症対策を引き続きしっかりと行い、コロナ慣れしないよう実施。自粛期間に衰えているというデータが出ている、体力(持久力)、認知機能維持をメインの体操として、安全第一で実施。				
講師の先生	講師	吉武 和美			
	外部講師				
	アシスタント				

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	子育て支援事業		
事業方針	核家族によるワンオペ育児が問題となっている中、さらに新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛が継続する可能性の高い中、子育てを取り巻く生活にも様々な問題が心配される。今年度はオンラインで交流する機会を体験し、オンラインコミュニケーションスキル獲得のきっかけが必要になると考える。		
年度目標	(7) 保育・産後ケアに関する企画と子育て中の親と子どもが学習し交流できる場の運営事業		
	【内容】	地域密着型オンライン交流により、毎月1回(プレ開講含む5回連続講座)の教材を参加者の自宅に届け、オンラインにて「食育・健康・防災・手仕事」に特化した育児や暮らしに役立つ学びの体験プログラムを提供する。	
事業概要	【教室名】	ママなび舎オンライン定期便	
	開催日	内 容	参加人員
	6月25日	前期プレ開講開催【ZOOM体験会&説明会】	7組
	7月16日	講座：子育て・自分育て講座～ハグの効果と活用～ 教材：虫よけアロマ	7組
	8月20日	講座：子どものおやつ疑問と解決のヒント 教材：手作り風鈴キット	9組
	9月17日	講座：楽しく備える！子連れ防災 教材：おすすめ非常食セット	8組
	10月15日	講座：子どもの症状とおうちでできる対処方法 教材なし	8組
	10月22日	後期プレ開講開催【ZOOM体験会&説明会】	7組
	11月5日	講座：子どもの個性と才能発見講座/教材なし	6組
	12月3日	講座：試しておきたい！ポリ袋調理術/教材なし	5組
	1月14日	講座：乳幼児からはじめる命のお話/教材なし	6組
	3月4日	講座：覚えておきたい！家庭料理講座～定番のおかずからおもてなしメニューまで～	5組
	会計	収益 ￥71,200-	費用 ￥353,725-
事業総括	<p>前期は教材配達+オンライン参加を、後期は参加者からの声やアンケートに応え、保育付き講座を復活させたが、新型コロナウイルス感染症予防による外出自粛要請や緊急事態宣言の再発令等により再度オンラインの開催となった。公共施設へのチラシ配架における見込みが少ないため、新たな広報周知方法として、Instagramの定期更新、フォロワー数強化、新聞折込、スタッフによるチラシポスティングを実施したが、それらによる効果はなかった。</p> <p>子育て中の参加者も外出自粛により集いの場を失っている現状から、一方的なオンラインコミュニケーションではなく、一人ひとりに発言してもらいやすい環境づくりやファシリテーションに努めた。回を重ねるにあたって、当日のZOOM参加よりも録画配信を希望される方が多くなり、参加者の心身の状況把握において課題が残った。</p> <p>昨年度までの本事業の課題の一つである、子育て中における当日の子どもの体調不良などによる申し込みキャンセルはなかった。</p> <p>録画配信でいつでも視聴できるオンライン環境の利便性の気づきの促しや、新たな子育てコミュニケーションツール獲得の機会を提供できた。</p> <p>ママなび舎は今年度で終了し、次年度はファミリースクール「シロップ」として新たな事業を行う。</p>		
講師の先生	スタッフ		
	久保沙織 東中菜由	古井美香 道家博美	北野 穂 古賀敦子 林 明子 岩本優祐

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020年度(令和2年度) 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費等	87,000	
参加会員受取年会費等	119,500	
賛助会員受取会費		206,500
2. 受取寄附金		
受取寄附金	7,000	
3. 受取助成金等		
新型コロナウイルス関係受給付金		
(国)持続化給付金	2,000,000	
(府)休業要請外支援金	1,000,000	
4. 事業収益		
(1) 子ども食育料理教室	405,400	
(2) シニア食育料理教室	222,000	
(3) 放課後子ども学習教室	887,000	
(4) 放課後子ども体操教室	288,880	
(5) シニア健康体操クラブ	173,725	
(6) アンチエイジング体操クラブ	220,750	
(7) ママなび舎オンライン定期便	71,200	
5. その他収益		
受取利息	18	
保険料還付金	20,369	
雑収益		20,387
経常収益計		5,502,842
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	2,023,800	
交通費	55,900	
人件費計		2,079,700
(2) その他経費		
諸謝金	52,000	
旅費交通費	8,850	
教材費	33,278	
食材費	231,306	
施設使用料	258,850	
通信運搬費	9,442	
消耗品費	53,454	
事務用品費	66,563	
雑損失		
参加会費返還金	9,350	
その他経費計		723,093
事業費計		2,802,793
2. 管理費		
(1) 人件費	585,000	
交通費	700	
人件費計		585,700
(2) その他経費		
施設使用料	245,800	
通信運搬費	104,079	
消耗品費	127,191	
事務用品費	54,012	
会議費	12,806	
保険料	23,831	
研修費		
諸会費	8,750	
雑損失	2,457	
その他経費計		578,926
管理費計		1,164,626
経常費用計		3,967,419
当期経常増減額		1,535,423
III 経常外収益		
IV 経常外費用		
当期正味財産増減額		1,535,423
前期繰越正味財産額		768,646
次期繰越正味財産額		2,304,069

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020年度(令和2年度) 貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	2,799,896	
未収金	193,000	
前払金		
仮払金		
立替金		
流動資産合計		2,992,896
2. 固定資産		
(1)有形固定資産		
(2)無形固定資産		
(3)その他の資産		
固定資産合計		0
資産合計		2,992,896
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金(スタッフ協力金)	612,000	
未払金(諸経費)	76,827	
前受受取会費		
前受金		
預り金		
流動負債合計		688,827
2. 固定負債		
長期借入金		
その他の固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		688,827
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		768,646
当期正味財産増減額		1,535,423
正味財産合計		2,304,069
負債及び正味財産合計		2,992,896

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020年度(令和2年度) 財産目録

2021年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	2,799,896	
手元現金	▲ 26,061	
枚方信用金庫普通預金①	134,010	
枚方信用金庫普通預金②	2,691,947	
ゆうちょ銀行普通預金	0	
未収金	193,000	
前払金		
流動資産合計		2,992,896
2. 固定資産		
(1)有形固定資産		
(2)無形固定資産		
(3)その他の資産		
固定資産合計		0
資産合計		2,992,896
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金(スタッフ協力金)	612,000	
未払金(諸経費)	76,827	
前受受取会費		
前受金		
預り金		
流動負債合計		688,827
2. 固定負債		
長期借入金		
その他の固定負債		
固定負債合計		
負債合計		688,827
正味財産		2,304,069

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

財 務 諸 表 の 注 記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 資金の範囲について

資金の範囲については、現金・預金です。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下のとおりです。

(単位：円)

科 目	食育支援事業		学習支援事業		健康支援事業		子育て支援事業	事業部門計	本部管理部門	合 計
	子ども食育料理教室	シニア食育料理教室	放課後子ども学習教室	放課後子ども体操教室	シニア健康体操クラブ	アンチエイジング体操クラブ	ママなび舎オンライン定期便			
I 経常収益										
1. 受取会費										
本会員年会費									87,000	87,000
入会金・年会費									119,500	119,500
受取会費計									206,500	206,500
2. 受取寄付金									7,000	7,000
3. 受取助成金等										
(国)持続化給付金									2,000,000	2,000,000
(府)休業要請外支援金									1,000,000	1,000,000
4. 事業収益										
参加月会費	352,000	222,000	886,750	288,880	173,725	220,750	71,200	2,215,305		2,215,305
体験参加費	8,000							8,000		8,000
FAX等売上	45,400							45,400		45,400
講師派遣謝金								0		0
5. その他収益										
受取利息									18	18
保険料還付金									20,369	20,369
雑収益			250					250		250
経常収益計	405,400	222,000	887,000	288,880	173,725	220,750	71,200	2,268,955	3,233,887	5,502,842
II 経常費用										
(1) 人件費										
協力謝礼金	684,500		664,300	142,000	280,000		253,000	2,023,800	585,000	2,608,800
交通費	1,260		15,000	13,280	24,360		2,000	55,900	700	56,600
人件費計	685,760		679,300	155,280	304,360		255,000	2,079,700	585,700	2,665,400
(2) その他経費										
諸謝金				10,000			42,000	52,000		52,000
旅費交通費				8,850				8,850		8,850
教材費			3,738				29,540	33,278		33,278
食材費	230,306						1,000	231,306		231,306
施設使用料	36,400	17,800	129,950	13,300	18,600	42,800		258,850	245,800	504,650
通信運搬費				2,772			6,670	9,442	104,079	113,521
消耗品費	15,025		23,188	11,184	330		3,727	53,454	127,191	180,645
事務用品費	29,268		21,507				15,788	66,563	54,012	120,575
会議費									12,806	12,806
保険料									23,831	23,831
研修費										
交際費										
諸会費									8,750	8,750
雑損失									2,457	2,457
参加会費返還金	3,500		2,850	3,000				9,350		9,350
その他経費計	332,299		181,233	49,106	61,730		98,725	723,093	578,926	1,302,019
経常費用計	1,018,059		860,533	204,386	366,090		353,725	2,802,793	1,164,626	3,967,419
当期経営増減額	▲ 390,659		26,467	84,494	28,385		▲ 282,525	▲ 533,838	2,069,261	1,535,423

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた 第15回通常社員総会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020)年5月31日(土) 午後2時から4時
2 開催場所 サプリ村野301号室
3 出席者数 社員総数 32人
会場出席 10人 オンライン出席 3人
書面表決 2人 委任者 6人

4 審議事項

- 第1号議案 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告承認に関する事項
第2号議案 2019年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
決算報告承認に関する事項
第3号議案 その他に関する事項

5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事林明子氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、 氏を議長に選任し、続いて、上記3議案の審議を行った。

第1号議案 2019年度事業報告承認に関する事項

議長より、事業報告の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第2号議案 2019年度決算報告承認に関する事項

議長より、決算の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 その他に関する事項

特に案件なし

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、

氏、 氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和2年(2020)年5月31日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印



特定非営利活動法人
ふれあいネットひらかた
定款



特定非営利活動法人 ふれあいネットひらかた 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふれあいネットひらかたという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての世代に対して、地域人材を活用した生涯学習教育「食育・知育・体育・徳育」に関する事業を行い、母子支援・子どもの健全な育成・働く世代のキャリアアップ・シニア世代の健康・学習意欲増進に繋がる事業の創出を通して社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 食育料理教室の企画と運営事業
- (2) 食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (3) 食に関するイベントの参加・出展・物販を行う事業
- (4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業
- (5) 健康に関する企画と運営事業
- (6) 健康に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (7) 保育・産後ケアに関する企画と子育て中の親と子供が学習し交流できる場の運営事業
- (8) 子育てに関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (9) 就労支援・キャリアアップに関する講師派遣・情報交流会・学習会・イベント・セミナーの企画と運営事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) その他の会員については別に定める。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以下を副理事長とする。
- 3 理事は正会員に限る。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 除名
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第51条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファックス、電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しな

なければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第34条 定例理事会は、年3回以上開催する。

2 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファックス又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 2 項及び第 40 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファックス、電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員 2 分の 1 以上の議決を経て、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、趣旨を同じく

する者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 (施行日)

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000 円 会費 年額 12,000 円

賛助会員

入会金 1,000 円 会費 年額 1口2000円 1口以上

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、

平成 18 年 5 月 31 日までとする。

理事長 野村 由賀里

副理事長 赤石 ルミ

副理事長 吉岡 陽子

監事 上島 一夫

監事 三好 二三恵

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところ

による。

5 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 平成28(2016)年6月30日改正

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【4. 関西生活文化研究会おでかけ】



2022年2月25日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
主たる事務所 〒573-1111
の所在地 枚方市楠葉朝日1丁目21-8-202号
代表者氏名 西原 奈保子
担当者氏名
連絡先 TEL
FAX
E-mail

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等
別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 104,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
事 業 名 称	要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2022年 4月 1日 ～ 2023年 3月 31日
1. 目 的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) この事業は、外出時に移動の介護が必要な高齢者等（移動制約者）に対して、介護保険の給付が受けられない余暇活動のための外出を支援することで、身体的・金銭的な負担で閉じこもりがちな方の外出ニーズに応えるとともに、地域社会において移動に介助が必要な方の受け入れを促進し、それらによって人にやさしい環境の整備を促し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。
2. 事業内容等	<p>【①対象者】 枚方市内に住む要介護認定を受けている、屋外移動に介護が必要な方。またはそれに準じた移動に介助が必要な方。</p> <p>【②実施場所】 枚方市内</p> <p>【③事業内容】</p> <p>1、利用希望者の募集 事業内容を記したリーフレットを作成・配布し、移動に制約のある要介護高齢者に対して、利用希望を受け付ける。また、個別具体的な移動の困難さを、電話や訪問で確認し、その情報を支援者に伝達できるようケース資料を作成する。</p> <p>2、支援者の募集 上記リーフレットで、参加できる福祉有償運送の有資格者を募集する。</p> <p>3、支援の実施 作成したケース資料をもとに、参加当日、支援者は時間中スタンバイし、利用希望があるごとに屋外移動を介助し、車両を使用して外出を支援する。</p>
3. 実施スケジュール	<p>4月 枚方市内の居宅介護支援事業所や当会の福祉有償運送の利用者に事業の実施要項を郵送し、4月から来年3月の12カ月間で利用希望者を募集する。 また、同時に支援者を募集する。</p> <p>5月 利用申し込みを順次受け付け、事前調査を実施する。 同時に支援者を募集する。毎週同じ曜日の同じ時間を目途に支援する日を設定する。支援者には、利用申し込み者の介護に関する留意事項を伝達し、当日は目的地への往復を支援する</p> <p>6月 以降随時申込を受け付け、事前調査と当日の支援を、1カ月あたり12回程度のペースで来年3月まで繰り返す。 利用希望者・・・利用申し込みの受付→事前調査→日時等の調整→支援実施 支援希望者・・・支援者登録の受付→利用申し込みとのマッチング→支援実施</p>

事業収支予算書

団体名： 特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

補助対象事業の名称：	要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業
------------	----------------------------

事業実施期間： 2022年 4月～ 2023年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般寄附) (A)	104,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体希望寄附) (B)		補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	635,360	
活動収益 (福祉移送)	43,200	300円×12回×12カ月
活動収益 (自費介助)	72,000	500円×12回×12カ月
合計 (C)	854,560	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助対象経費	人件費	220,000 有資格者への謝礼 1時間1100円×4時間×50回
小計 (E)	220,000	
補助対象外経費	賃借料	409,200 車両リース料 月34100円×12カ月
	賃借料	96,000 駐車場代 月8000円×12カ月
	通信運搬費	105,600 通信型ドライブレコーダー、スマホ、タブレット 合計8800円×12カ月
	旅費交通費	23,760 ガソリン代 一回10km=10×165円×12回×12カ月
小計	634,560	
合計 (D)	854,560	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C) = 支出の合計(D) となるように記入してください。

枚方市補助金(一般寄附)(A)は 補助対象事業費(E) から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を

差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2020年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控える人が続出し、緊急事態宣言が発令されていた時期を中心に、活動量は前年度より減少しました。

今年度予定していた取り組みのうち、「活動量より質に注目した支援」については、移送中の車内でも常時見守りが必要な透析患者様の通院などで、医療的な支援が必要な方であっても可能な限り在宅で過ごしていただけるような支援を行う事ができました。

また、「寄付月間」で車両購入のために寄付を募る取り組みでは、今期は外出自粛の風潮に鑑みて実施を控えていましたが、去年までにご寄付いただいた皆様からの力強い励ましをいただき、年度末に実施することができました。期間中に計206000円もの寄付金を賜ることができ、福祉車両の購入に充てるため保管しています。福祉車両の購入助成等も活用し、車両を整備してまいります。

来期は、外出の自粛が次第に緩和することを想定しています。「枚方市NPO活動応援基金」で、当会の企画する「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」が補助事業として採択されました。これを活用し、多様な外出ニーズに 대응していこうと思います。

また、以前からの課題の一つであった福祉有償運送の稼働効率を高めるため、活動エリアの限定化、訪問時間の事前予約化を推し進めていきます。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこないました。

2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約220人程度の要介護者への支援を行いました。しかし通院外出に係る訪問介護サービスは、コロナ禍の中で電話診療等が増えた影響もあり、利用実績が減少しています。一方で自宅内で行う訪問介護サービスは、利用申込と登録ヘルパーのマッチングがうまくいき、利用実績が大きく増加しています。

今年度予定していた取り組みのうち、定期的な訪問サービスの増加は、おおむね計画通り実施できました。特に調理、入浴、排せつ介助の利用が増加したため、通院外出介助が減少している中で、収支は大きく改善しています。

来期も、利用申込の調整にかかる時間的なコストを見直しながら通院外出介助を実施するとともに、定期的な訪問サービスの比重を高めることで収支の改善を目指します。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

Ⅲ 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～金の9時～18時
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等
7, 155, 665円
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等
10, 275, 773円
(祝祭日、12月30日～1月3日、8月13～15日を除く)
- (2) (事業名) 訪問介護事業
(内 容) 高齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～土の7時～22時
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等
51, 601, 338円
(うち、介護給付費・公費が43, 985, 207円)
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等
48, 758, 590円

Ⅳ 社員総会の開催状況

通常総会

- (日 時) 2020年6月18日(金) 19時00分から19時30分
(場 所) 法人事務所
(社員総数) 13名
(出席者数) 13名(うち委任状出席者6名)
(内 容) 第1号議案 2020年度 事業報告書等 について
第2号議案 2021年度 事業計画について
第3号議案 2021年度 活動予算について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	60,000	
.....		192,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	222,625	
施設等受入評価益	-	
.....		222,625
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	-	
.....		-
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	6,741,040	
訪問介護事業収益	50,554,811	
.....		57,295,851
5. その他収益		
受取利息	28	
受取配当金	239	
雑収益	1,046,260	
.....		1,046,527
経常収益計		58,757,003
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	42,252,019	
法定福利費	6,153,531	
退職給付費用	-	
福利厚生費	78,940	
.....		48,484,490
(2) その他経費		
広告宣伝費	429,000	
交際費	136,716	
会議費	37,590	
旅費交通費	1,274,080	
通信費	383,674	
消耗品費	539,653	
事務用品費	102,713	
修繕費	450,969	
新聞図書費	-	
諸会費	119,200	
支払手数料	167,394	
車両費	1,229,842	
地代家賃	1,960,000	
リース料	2,431,530	
保険料	461,610	
租税公課	119,500	
支払報酬料	22,600	
雑費	409,702	
.....		10,275,773
その他経費計		58,760,263
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		-
(2) その他経費		
人件費計	-	
地代家賃	240,000	
減価償却費	-	
支払利息	-	
雑損失	34,100	
.....		274,100
その他経費計		274,100
管理費計		274,100

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
経常費用計		59,034,363
当期経常増減額		-277,360
Ⅲ 経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	
.....	-	
経常外収益計		
Ⅳ 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	
固定資産売却益除去損	-	
経常外費用計		-
税引前当期正味財産増減額		-277,360
法人税、住民税及び事業税		-
当期正味財産増減額		-277,360
前期繰越正味財産額		-29,288,354
次期繰越正味財産額		-29,565,714

2020年度 貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	9,582,153	
売掛金	9,420,341	
立替金	680,000	
流動資産合計		19,682,494
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	2,419,052	
什器備品	102,232	
リース資産	1,673,040	
有形固定資産計	4,194,324	
(2) 無形固定資産		
無形固定資産計	-	
(3) 投資その他の資産		
出資金	10,000	
差入保証金	650,000	
リサイクル預託金	16,750	
投資その他の資産計	676,750	
固定資産合計		4,871,074
資産合計 (A)		24,553,568
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	39,083,002	
理事借入金	1,860,878	
未払給与	3,481,802	
未払費用	-	
預り金	12,000	
流動負債合計		44,437,682
2. 固定負債		
長期借入金	9,336,000	
長期未払い金	345,600	
固定負債合計		9,681,600
負債合計 (B)		54,119,282
III 正味財産の部		
資本金		-
前期繰越正味財産		-29,288,354
当期正味財産増減額		-277,360
正味財産合計 (C)		-29,565,714
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		24,553,568

2020年度 財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	262,125	
普通預金	9,110,028	
定期積金	210,000	
未収金		
訪問介護事業未収金	9,420,341	
立替金	680,000	
.....		
流動資産合計		19,682,494
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
車両運搬具	2,419,052	
工具器具備品	102,232	
リース資産	1,673,040	
.....		
有形固定資産計	4,194,324	
(2) 無形固定資産		
.....		
無形固定資産計	-	
(3) 投資その他の資産		
出資金	10,000	
差入保証金	650,000	
リサイクル預託金	16,750	
.....		
投資その他の資産計	676,750	
固定資産合計		4,871,074
資産合計		24,553,568
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
短期借入金	39,083,002	
理事借入金	1,860,878	
未払い給与	3,481,802	
未払費用	-	
預り金	12,000	
.....		
預り金		
源泉所得税預り金	-	
.....		
流動負債合計		44,437,682
2. 固定負債		
長期借入金	9,336,000	
長期未払金	345,600	
.....		
固定負債合計		9,681,600
負債合計		54,119,282
正味財産		-29,565,714

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、各種移送手段による移送サービスを提供することにより、高齢者、障害者の外出及び社会参加の促進に関する事業並びに訪問看護、訪問介護等のサービスを提供することにより、高齢者、障害者の快適な日常生活実現の支援に関する事業を行い、もって高齢者、障害者の福祉の推進に寄与するとともに上記サービスの実施者として障害者、中高年者を雇用することにより、就業機会の少ない障害者、中高年者の雇用の促進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表第1号の活動（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）及び第15号の活動（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(ア)特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者、障害者に対する移送サービスの提供
- ② 高齢者、障害者に対する訪問看護及び訪問介護の提供
- ③ 高齢者、障害者に対する福祉用具の貸与
- ④ 高齢者、障害者への医療機関、保健施設、介護事業所、居住用不動産等に関する相談並びに斡旋
- ⑤ ホームヘルパー養成研修事業
- ⑥ 障害者、中高年者に対する就業機会の提供
- ⑦ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、入会の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、正会員の入会申込につき、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (ア) 会員個人が死亡し、又は会員団体が消滅したとき
- (イ) 会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金及び会費並びにその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款で特別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面決議等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者は、それぞれその旨及び数を明記する）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファックスにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議決等)

第33条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計および事業計画

(資産)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第38条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 第37条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第40条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第41条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第7章 事務局

(設置)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置)

- 第44条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第45条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

- 第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の死亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消

- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(公告)

- 第47条 この法人の公告は、官報により行う。

(規則等の作成)

- 第48条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1,000円 月会費 1,000円

(2) 賛助会員

入会金 1,000円 月会費 円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定に関わらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定に関わらず、平成18年6月30日までとする。

(1) 理事長

氏名 北山喜直

(2) 副理事長

氏名 荒川修一

(3) 理事

氏名 押山雪子

(4) 監事

氏名 藪内節子

- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定に関わらず、設立の日から平成17年3月31日までとする。

特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ

設立代表者 荒川 修一 印

第 49 条 定款の変更

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) 第 2 条 主たる事務所の変更 | 平成 1 8 年 7 月 7 日登記 |
| (2) 第 2 条 主たる事務所の変更 | 平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日登記 |
| (3) 第 1 2 条・第 1 3 条の変更 | 平成 1 9 年 6 月 1 9 日 |
| (4) 第 2 条 主たる事務所の変更 | 平成 2 2 年 6 月 1 日登記 |
| (5) 第 2 条 主たる事務所の変更 | 平成 2 4 年 6 月 1 7 日登記 |
| (6) 第 4 7 条 公告方法の変更 | 平成 3 0 年 6 月 2 0 日登記 |

現行定款である

特定非営利活動法人
関西生活文化研究会おでかけ
理 事 藪内 充俊

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

【5. エンパワセツルメント】



2022年 2月 25日

枚方市長

団体名 特定非営利活動法人エンパワセツルメント
主たる事務所の所在地 〒5730022 枚方市宮之阪 1-16-4
代表者氏名 竹谷良二
担当者氏名 [Redacted]
連絡先 [Redacted]

枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

自由な外出が困難な人の目的地付添を含む外出支援事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書(様式第4号)」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 292000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書(様式第5号)」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業計画書

団 体 名	特定非営利活動法人エンパワセツルメント
事 業 名 称	自由な外出が困難な人の目的地付添を含む外出支援事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 2022年4月1日～2023年3月31日
1. 目的	<p>(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること)</p> <p>課題 (ひとりで外出するのが難しい人の存在)</p> <p>①認定されている高齢者や障害者(介護保険制度等を利用できる人) 例えば通院介助等を利用した場合、その途中でコンビニへ寄りたい、花見に行きたい、買物に行きたい、これらは制度等で対応できないので、その人の自由な外出は実現しない。又、制度中の通院等乗降介助・通院介助等があるが多くの場合その制度自体が現実問題として利用できない現状がある。(サービス提供側の人員不足、提供側が特異事例に対応できていない、介護保険に計上できない部分を自費対応にするために高額になるため一部の高額所得者しか利用できない等)</p> <p>②認定されていない高齢者や障害者(介護保険制度等を利用できない人) そもそも上記制度の利用が出来ず、コンビニ等の自由な外出希望だけでなく、通院等の重要な用事の為の外出でさえ実現しない。</p> <p>③外出を支援してくれる家族資源を持たない高齢者や障害者(児) 上記①②を満たさない人、かつ、徒歩、公共交通、自動車その他により外出付添などを支援してくれる家族等が居ない場合、その人の全ての理由の外出は実現しない。</p> <p>問題 (外出できないと発生しうる問題) 自由な外出が実現できないと、買物や銀行へ行けず日常生活の自立が阻害され、病院等通院が出来ないと健康を維持できず、花見や喫茶店や図書館その他への外出を実現できないと、社会参画ができなくなり、その人は社会で孤立し、健康で文化的な生活を得られなくなる。又、目的地での付添(手伝その他)が無いと、目的を完遂できない可能性がある。。</p> <p>解決 (目的) 上記理由等で外出が困難な人の外出と外出先での用事を支援する。</p>
2. 事業内容等	<p>【①対象者】 項目「1.目的」欄に示した外出困難者</p> <p>【②実施場所】 枚方市内及び極近隣</p> <p>【③事業内容】 障害等要介護状態にない(制度を使えない)人及び、障害等要介護状態にある(制度を使える)が制度の範疇ではない用途、どちらにせよ事実上の支援のない領域、(例=近所のコンビニへ行く、友人と喫茶店で待ち合わせる、その他いろいろ)等を支援する。</p>

<p>3. 実施スケジュール</p>	<p>4月 人材用意、自動車用意。 5月 インターネット及び介護事業所等既存交流者による周知 6月 事業提供開始 3月 事業終了</p>
<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <p>事業周知(利用者募集と支援者準備) ○利用者 弊会会員や既存交流介護事業所等から以前より紹介されている人(3人) ○提供者 弊会会員の既存支援提供者の中より(3人)</p> <p>提供体制 既存会員(現状は無償ボランティア)を有償ボランティアとして体制整備を進め、支援提供を確実化する。</p> <p>有償化 1時間3千円の利用料を設定する。(うち千円/有償ボランティア報酬 /2千円を経費)</p> <p>収支 (初年度は10ヶ月で計算)</p> <p>(1)収益 利用料:240千円 (利用料:3千円×2時間(1回あたりの平均利用時間)×40回)</p> <p>(2)費用 ① 業務用自動車にかかる費用:494千円 (自動車リース/240千円、駐車場代168千円、任意保険60千円、燃料12千円、車庫証明料14千円) ② 人件費:80千円 (有償ボランティア報酬:1千円×2時間/1回あたりの平均利用時間×40)</p> <p style="text-align: right;">①+②=574千円 収支=-334千円</p> <p>※翌年度以降予測(利用者が増加し72回実施を見込む)</p> <p>(1)収益 延べ利用者72人×平均利用時間4H=864千円</p> <p>(2)費用 自動車リース/240千円、駐車場代168千円、保険代60千円、燃料代21.6千円、人件費288千円=777.6千円、 収支-費用=+86.4千円</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<p>ボランティア精神を維持しつつ、有効な人件費の設定と、法人自動車用意で、支援(者)を安定確保する。</p>

<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<p>2020 年度同基金にて福祉有償運送事業を発展させ、今回事業と同じく外出困難者の支援を拡充させようとしたが、迅速確実な支援提供に繋がらなかった。その主たる要因の二つとして、一つはコロナ影響、一つはボランティアの限界である。外出困難者は変わらず存在しており、又、その中で支払能力を有する被支援者の存在も見えてきた。さらに、有給かつ法人所有車なら取り組めるとのボランティア側意見も多くあったので、そのような取り組みへ転換する。</p>
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。) 支援を有償とし財源を確保する。車を法人所有車としボランティアを有償とする。ボランティア確保=供給力安定により利用者信用を得て、安定した事業運営とする。制度外の支援の存在を、市民、市民団体、企業、行政等へ周知し、制度の隙間のニーズを満たせる団体として定着させる。</p>
<p>8. 事業の PR 方法</p>	<p>交流のある介護支援事業者、訪問看護事業者等からの紹介に加えて、各事業所や地域包括支援センターなどへの訪問。これらの訪問先は移動困難者の実態を把握していると予測できるので、詳しいパンフレット等は作成せず、連絡先や料金が掲載された程度の簡単な文書と、口頭による説明とする。</p>
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 助成金等の名称() 内容 ()</p>

利用者のべ61名(月5.1回/4時間)以上でプラスになります。
 ※固定費は初年度のみ必要な車庫証明代を含めず。

10. そ の 他

※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など

40	320000	12000	480000	160000	468000
41	328000	12300	480300	152300	468000
42	336000	12600	480600	144600	468000
43	344000	12900	480900	136900	468000
44	352000	13200	481200	129200	468000
45	360000	13500	481500	121500	468000
46	368000	13800	481800	113800	468000
47	376000	14100	482100	106100	468000
48	384000	14400	482400	98400	468000
49	392000	14700	482700	90700	468000
50	400000	15000	483000	83000	468000
51	408000	15300	483300	75300	468000
52	416000	15600	483600	67600	468000
53	424000	15900	483900	59900	468000
54	432000	16200	484200	52200	468000
55	440000	16500	484500	44500	468000
56	448000	16800	484800	36800	468000
57	456000	17100	485100	29100	468000
58	464000	17400	485400	21400	468000
59	472000	17700	485700	13700	468000
60	480000	18000	486000	6000	468000
61	488000	18300	486300	-1700	468000
62	496000	18600	486600	-9400	468000
63	504000	18900	486900	-17100	468000
64	512000	19200	487200	-24800	468000
65	520000	19500	487500	-32500	468000
66	528000	19800	487800	-40200	468000
67	536000	20100	488100	-47900	468000
68	544000	20400	488400	-55600	468000
69	552000	20700	488700	-63300	468000
70	560000	21000	489000	-71000	468000
71	568000	21300	489300	-78700	468000
72	576000	21600	489600	-86400	468000
のべ人数	収益(-人件費)	燃料/人数×300	燃料+固定費	収益(±逆)	固定費

事業収支予算書

団体名: 特定非営利活動法人エンパワセツルメント

補助対象事業の名称:	自由な外出が困難な人の目的地付添を含む外出支援事業
------------	---------------------------

事業実施期間: 2022年4月~2023年3月

【収入の部】 (単位:円)

項目※1	予算額	内容説明(積算根拠等)
枚方市補助金(一般寄附) (A)	282,000	補助金交付申請額(一般寄附)
枚方市補助金(団体希望寄附) (B)	10,000	補助金交付申請額(団体希望寄附)
自己資金(支援提供費)	240,000	事業計画書内「4.事業実施の体制/収支/(2)収益」
自己資金	42,000	
合計 (C)	574,000	

【支出の部】 (単位:円)

項目	予算額	内容説明(積算根拠等)
補助対象経費	自動車リース代	240,000 別紙見積書
	人件費	80,000 事業計画書内「4.事業実施の体制/[提供体制][有償化]」
	駐車場代	168,000 14000×12 (別紙サンプル)
	保険代	60,000 別紙サンプル(これは運転者限定・50代以上・個人契約など一番安い状態です)
	車庫証明代	14,000 月極料金1回分(初年度(助成申請時)のみ)
	燃料代	12,000 燃料(燃費15キロ/1L) × 2L(往復分) × 40回 × 150円=12000円
	小計 (E)	574,000
補助対象外経費		
	小計	0
合計 (D)	574,000	

※1: 事業に係る収入はすべて記入してください。
 ※2: 収入の合計(C)=支出の合計(D)となるように記入してください。
 枚方市補助金(一般寄附)(A)は 補助対象事業費(E)から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

(作成日) 令和 04年 01月 11日

払込取扱票①

【お問い合わせ先】

代理店・救者 ほけんのプロネットワーク京阪支店
/仲立人 TEL 0774-66-3246
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
課 支 社 京都支店・京都第二支社
TEL 075-821-6212

【お払込方法】

◆本払込取扱票は、郵便局・当社指定のコンビニエンスストア、ペイジー(Pay-easy)、スマートフォンでのお払込みにご利用いただけます。詳しくは【ウラ面】をご覧ください。

保険料お払込みのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当社業務につきましましては格別のお引きお礼申し上げます。
さて、ご契約の保険料につきまして「お払込期限」までに下段の払込取扱票にてお払い込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

Table with 2 columns: 請求保険料 (45,130円), お払込期限 (令和 4年 3月 31日)

【ご契約内容】

Table with 3 columns: 保険種類 (自動車保険), 払込方法 (一時払), 期間 (1年)

備考欄 大阪

【ご注意】

- ①お払込み前に事故等が起きた場合には、ご入金に関する確認が必要となります。
②お払込みが遅れる場合がございます。
③お払込みは、保険契約継続証(契約内容変更の場合は変更確認書)とは別便でお送りしております。
郵便事情によりお届けが遅れた場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。
④不明な点がございましたら、上記(お問い合わせ先)までご連絡ください。

※備考欄は表示方式と異なる場合があります。保険証券等でご確認ください。
※保険料のお払込みと行き違いにこのご案内が届きました場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。

・払込取扱票の金額の訂正はできません。
・TRSF(のみ)は、当社指定の収納代行会社です。

Stamp area with circular seal, date stamp (2022.01.11), and handwritten numbers (168000).

④ 11-247011

御見積書

見積書番号:
見積日: 2022年2月21日

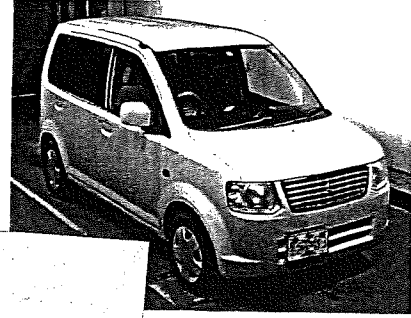
お名前 エンパワセルツルメント
ご連絡先 075-5653-6124

【販売店】
合同会社オガワ・アシスト
住所: 大阪府堺市堺区北瓦町1-5-12
電話番号: 072-268-2552
担当者: タカハシ

お支払総額 240,000円

見積車両

Table with vehicle details: 車名 (EKワゴン), グレード (M), 型式 (H82W), 車台番号 (0923317), 初年度登録 (H21年3月), 車検, 走行距離 (85千Km), 車歴, シフト (IA), 排気量 (660cc), 色 (ページュ), 装備 (I7B PS PW)



販売価格

Table with pricing breakdown: 車両本体価格, 値引き, その他費用, 車検整備費用, 付属品・特別仕様, 車両販売価格, 税金・保険料, 預り法定費用, 手続代行費用, 販売諸費用 (2), 下取車残債, お支払総額 (240,000円)

内訳詳細

Table with item details: [詳細1] 付属品・特別仕様 内訳, [詳細2] 税金・保険料 内訳, [詳細3] 預り法定費用 内訳, [詳細4] 手続

ローン計算

Table with loan calculation: 頭金, 現金・割賦元金, 分割払手数料, 分割支払金合計, 支払回数, 支払期間, 初回支払額, 2回目以降支払額, ポーナス加算月, ポーナス加算額

下取車

Table with down payment vehicle details: 車名, 初年度登録, 走行距離, 車台番号, 登録NO, 色

Table with loan details: [詳細3] 預り法定費用 内訳, [詳細4] 手続, 検査登録手, 車庫証明手, 下取車手続・処分手続代行, 下取車査定料, リサイクル管理費, 納車費用, その他費用

Handwritten note at the bottom right: 11-247011

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

I 事業期間

2020年4月1日～2021年03月31日

II 事業の成果

コロナで停滞した年度だったが、事業費や会費等が増えて、少額だが報酬も得られた。とは言え、会費が事業費として転用されている実態からは脱却していない。

日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業においては、マイノリティ向け居場所事業が拡大傾向にあったものの、コロナ影響でトーンダウン。助成等による提供力拡大から個別支援内容は充実したが、集う人の数は思うように伸ばせず1.5倍程度に留まった。一方、制度傘下にある事業所との連携は拡大して、事業所が提供する[制度による支援]と、弊会が提供する[制度の隙間による支援]によって、会員さんの生活の質の維持向上を得られた。

人権擁護における全ての諸作業事業においては、ホームレス状態の人へ向けた年末年始の食料その他の支援を実行した。ホームレス状況ゆえに報酬を支払えない、すなわち支援を行う側も支援実行困難な処へ、赤い羽根共同募金のNHK歳末たすけあい助成を得られた事により支援を提供できた。都市部限定で行われている共助を地域密着型で実行し、各地の支援希望者へ情報を提示できた事により、全国の支援希望者へ前例を示せたとすれば嬉しい。

福祉有償運送事業においては、チラシ配布により需要は拡大したが、コロナ影響により提供側の人材整備が進展せず、需要への対応力は更に低下した。

III 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業

【内容】

制度に設定されてはいるが、例えば日常の買物や通院付添等、実態としては使えない、あるいは、各福祉制度に含まれていない、例えば蛍光灯の交換や自転車の修理、役所書類手続手伝い、訪問販売拒否、金銭管理、相談支援その他色々。居場所提供事業。

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援してくれる家族資源等が不足する人。居場所を求めている人。

【収入】 274080円 (社協助成100000円・被支援者受取金174080円)

【支出】 255948円(居場所運営費100148円・人件費47400円・旅費交通費24000円・

会議費2000円・通信運搬印刷費22000円・消耗品費9800円・負担金50600円)

② 人権擁護における全ての諸作業事業

【内容】

金銭管理等日常生活自立支援事業と同等の内容や、各福祉制度のサービス提供側と被支援者の調整や権利擁護。生存に必要なが制度に無いか実態として使えない部分の支援。

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 12月半ころから1月初頭

【事業の対象者】 枚方市在住者

【収入】 61000円 (NHK歳末たすけあい助成)

【支出】 67926円 (人件費20000円・支援物資等関連費47926円・消耗品費2800円)

③ 福祉有償運送事業

【内容】

福祉有償運送

【実施場所】 枚方市発着。

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 福祉有償運送を利用したい人。

【収入】 24600円(運送運賃24600円)

【支出】 62400円(人件費24600円(車両経費個人負担込)・旅費交通費23200円・会議費
1000円・通信運搬印刷費8400円・消耗品費5200円)

④ その他目的を達成するために必要な事業

【内容】

チラシ印刷配布

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 11月から2月

【事業の対象者】 枚方市民

【収入】 69000円(枚方市NPO応援基金)

【支出】 138600円(外部委託金138600円)(うち団体負担金69600円)

2 その他の事業

(事業名) 無

(内容) 無

(実施場所) 無

(実施日時) 無

(事業の対象者) 無

(収入) 0

(支出) 0

IV 社員総会の開催状況

通常総会

(日時) 2021年3月20日 18時0分から 20時0分

(場所) 枚方市宮之阪1-16-4

(社員総数) 27名

(出席者数) 27 (うち委任状出席者 22名、書面表決者 0名)

(内容) 事業報告の件。NHK歳末たすけあい助成報告の件。

V 理事会その他の役員会の開催状況

通常理事会

(日時) 2021年3月20日 20時0分から 21時0分

(場所) 枚方市宮之阪1-16-4

(理事総数) 3名

(出席者数) 3名 (うち委任状出席者 1名、書面表決者 0名)

(内容) 役員選任の件。

2020年度 貸借対照表

2021年03月31日現在

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	80994		
未収金			
流動資産合計		80994	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具			
什器備品			
有形固定資産計			
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
無形固定資産計			
(3) 投資その他の資産			
敷金			
投資その他の資産計			
固定資産合計			
資産合計(A)			80994
II 負債の部			
1. 流動負債			
役員借入金	316030		
前受民間助成金			
流動負債合計		316030	
2. 固定負債			
長期借入金			
退職給付引当金			
固定負債合計			
負債合計(B)			316030
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産	-336862		
当期正味財産増減額	20832		
正味財産合計(C)		-316030	
負債及び正味財産合計(B)+(C)			-255268

財 産 目 録

2020年3月31日現在

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

(単位：円)

科 目	摘 要	金 額
	(資産の部)	
I 流動資産		
現金		
通常貯金	ゆうちょ銀行	80,994
	流動資産 合計	80,994
	(負債の部)	
I 流動負債		
役員借入金	相手先 竹谷良二 住所 枚方市	316,030
	流動負債 合計	316,030
I 正味財産	(正味財産の部)	-316,796

2020年度 活動計算書
2020年4月1日から2021年03月31日まで

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
会員会費	89300		89300
2. 受取寄附金			0
			0
			0
3. 受取助成金等			0
社協	100000		100000
枚方市	69000		69000
NHK歳末たすけあい	61000		61000
4. 事業収益			
事業収益	218680		218680
5. その他収益			
経常収益計	537980	0	537980
II 経常費用			
1. 事業費			
事業費			
(1) 人件費			
支援員報酬	86000		86000
事務員報酬	12000	0	12000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	98000	0	98000
(2) その他経費			
会議費	3000	0	3000
旅費交通費	47200	0	47200
負担金	50600	0	50600
居場所運営費	100148	0	100148
通信運搬印刷費	30400	0	30400
外部委託費	138600	0	138600
消耗品費	17800		17800
支援物資等関連費	47926		47926
その他経費計	369948	0	369948
事業費計	467948	0	467948
2. 管理費			
管理費			
(1) 人件費			
事務員報酬	0	0	0
役員報酬	0	0	0
報酬手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
団体加入負担金	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
会議費	600	0	600
旅費交通費(研修等)	0	0	0
減価償却費	0	0	0
通信費(回線接続等)	10800	0	10800
消耗品費(名刺・チラシ等)	0	0	0
消耗品費(パソコン・事務用品・サーバドメイン等)	13200	0	13200
事務所維持費(修繕等)	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	24600	0	24600
管理費計	49200	0	49200
経常費用計	517148	0	517148
当期経常増減額	20832	0	20832
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額			
前期正味財産額	-336862	0	-336862
当期正味財産増減額	20832	0	20832
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額	-316030		-316030

[注記] 計算書類の作成はNPO法人会計基準によっています。

特定非営利活動法人 エンパワセツルメント 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンパワセツルメントという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家族資源不足により生活難や孤立・孤独など、経済的精神的な生きづらさを抱える人へ相談支援事業を提供し、さまざまな困難を改善する為に、社会資源利用支援とそれらを担う公的・準公的機関に対する職務遂行監視の他、既存制度に想定・設定されていない、日常生活における不利不便を補完するための、制度外支援事業及び社会保障制度内での支援事業を行い、これらの内容を成立する為に並行して必要な、当事者と市民に向けた人権擁護と人権啓発を行う。また、これらの蓄積によって、会員同士の相互扶助の構築は勿論、広く市民との連携を図り、共生社会の実現に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業
 - ② 人権擁護における全ての諸作業事業
 - ③ 福祉有償運送事業
 - ④ 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 鍼灸マッサージ低価格施術提供事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 正会員の入会条件は、この法人の目的に賛同し、営利を目的とせず、且つ、法人名を法人趣旨と違う行為に利用しない者とする。
3. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法によって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- (3) 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、監事は後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、監事は総会の議決により、理事は理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、監事は総会の議決を経て、理事は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。
2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

- 第 23 条 通常総会は毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) 第11条各号による除名

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事の選任又は解任

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ

とができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹谷良二
理事	井上武彦
理事	西 清吾
監事	伊藤恵子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

イ) (正会員)

入会金	0円
月額会費	1000円

ロ) (利用会員)

入会金	0円
月額会費	0円～1000円

ハ) (賛助会員)

入会金	0円
月額会費	特に定めない

枚方市NPO活動応援基金補助事業

【申請書類】

法人名

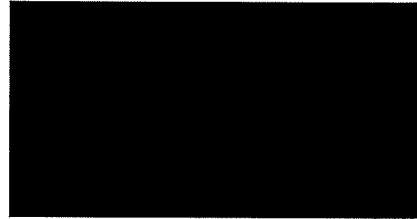
【6. ハーモニークラブ】



令和4(2022)年 2月 25日

枚方市長 殿

団 体 名 NPO 法人ハーモニークラブ
主たる事務所 〒573-0031
の 所 在 地 大阪府枚方市岡本町 7-1 ビオルネ 5F
代 表 者 氏 名 井上 千晴
担 当 者 氏 名
TEL
連 絡 先 FAX
E-mail



枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請書

枚方市補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおりNPO活動応援基金補助事業補助金の交付を申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業

2. 補助対象事業の目的、内容、効果及び公益性等

別紙「事業計画書（様式第4号）」のとおり

3. 補助金交付申請額及びその内訳

金 80,000 円

※内訳については、別紙「事業収支予算書（様式第5号）」のとおり

4. 添付資料

その他参考となる書類

事業収支予算書

団体名：NPO法人ハーモニークラブ

補助対象事業の名称：	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
------------	---------------------------

事業実施期間：令和4年 4月～ 5年 3月

【収入の部】

(単位：円)

項目 ※1	予算額	内容説明 (積算根拠等)
枚方市補助金(一般寄附) (A)	80,000	補助金交付申請額 (一般寄附)
枚方市補助金(団体希望寄附) (B)	0	補助金交付申請額 (団体希望寄附)
自己資金	80,800	
合 計 (c)	160,800	

【支出の部】

(単位：円)

項目	予算額	内容説明 (積算根拠等)
補助 対象 経費	117,000	人件費 当日出演者・スタッフ@1000×1H×5人×6回=30,000、 リハーサル@1000×0.5H×5人×6回=15,000、 運営企画会議参加@1000×1H×2人×6回=12,000、 保育サロン@1000×1H×5人×12回=60,000
	21,000	交通費 当日出演者・スタッフ@500×5人×6回=15,000、 運営企画会議参加@500×2人×6回=6,000
	22,800	謝礼 ボイストレーニング@4200×4人=16,800、 ゲスト出演及び体験型活動の指導スタッフ@2000×3回=6,000
小 計 (E)	160,800	
補助 対象 外 経費		
小 計	0	
合 計 (D)	160,800	

※1：事業に係る収入はすべて記入してください。

※2：収入の合計(C)＝支出の合計(D)となるように記入してください。

枚方市補助金(一般寄附)(A)は 補助対象事業費 (E) から枚方市補助金(団体希望寄附)(B)を

差し引いた金額の1/2以内(千円未満切り捨て)として下さい。

事業計画書

団 体 名	NPO 法人ハーモニークラブ
事 業 名 称	えほんライブを中心とした体験型の自己肯定感育成事業
事業実施期間	(準備期間を含む。ただし、4月1日～翌3月31日までの期間であること。) 令和4年 4月 1日 ～ 5年 3月 31日
1. 目的	(事業の目的を記載すること。また、どのような問題を解決するために実施しているかについても、記載すること) 日本の若者の意識傾向として、自身を肯定的に捉えている者の割合が、諸外国の若者と比較して低い傾向にあります。「子供・若者白書」(内閣府・令和元年版)によると「自分自身に満足している」と回答したのは、約45%と過半数以下。 本事業は、子ども達にえほんライブや体験型の活動を通して自己肯定感を育むとともに、子どもだけでなく親や保育に携わる人、地域の人々も一緒になって、「ありのままに生きる」大切さを考えるきっかけにしてもらうことを目的とします。
2. 事業内容等	【①対象者】 地域の子どもたちや保護者、保育士などの教育関係者、 子どもから高齢者の方まで幅広く多種多様な方 【②実施場所】 ・子育て支援に関する施設(親子広場、子ども食堂 等)や 野外イベント(ひらかた子育て支援ネットワーク主催「さくらマルシェ」等) ・オンライン 【③事業内容】 ・えほんライブや体験型活動の無料実施 えほんライブ(絵本の世界と音楽の世界が一体となった作品で、朗読と歌や音楽、映像など用いたライブ)や、体験型活動(音楽活動や工作、体を使った簡単な遊び等)を組み合わせて、自己肯定感を育む内容を実施します。 ・保育サロンの開催 保育に携わる人と地域の多種多様な人たちが交流して、自己肯定感を育む保育や教育についての情報や意見交換など、多面的に保育について語る場を主にオンラインを活用して開催します。(リアル開催の場合もあり)
3. 実施スケジュール	・えほんライブや体験型活動実施(年間5～6回程度) ・保育サロン開催(年間10～12回程度)

<p>4. 事業実施の体制</p>	<p>(事業を実施する際の人員体制や、賛同者からの協力について記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制：1回あたり4～5名のパフォーマー及びスタッフで構成。 <p>主に当団体の活動メンバーである正会員がパフォーマンスや運営、広報活動等を担います。えほんライブのゲスト出演(パフォーマンスをしたい子ども達を含む)や、体験型活動の指導スタッフ等、外部賛同者にも加わってもらいます。</p>
<p>5. 自立的・継続的に活動していくための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員や支援者の増進に向け、本事業以外に、大人対象のえほんライブやボランティア養成講座、パフォーマンス体験ワークショップ等を随時開催します。 <p>また、自主上演のコンサートイベントでは、えほんライブに加え、地域の音楽や芸術活動しているサークル等が参加できる枠を設け、外部の方にも関わってもらえる機会を提供します。撮影した動画は後日YouTube等で配信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育サロンに保育士の参加を積極的に呼びかけ、現場の課題やニーズを伺いながら、保育に役立つ作品の創造や活用方法を一緒に考えていきます。 ・広報活動により認知を広げ、有料公演の依頼増加につなげます。
<p>6. 申請事業に関して、これまで取り組んだ内容及び新たな取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えほんライブは2011年から上演しており、2019年からはNPO法人を立ち上げ、枚方市を基盤に展開してきました。2020年から枚方市NPO活動応援基金の支援を受けながら保育園での上演実績を作り、親子広場や野外イベント、オンラインサロン等で認知を広げてきました。2021年度は有料公演5件の依頼がありましたが、引き続き自立に向けて有料公演や支援者の増加に取り組めます。 ・新たな取り組みとして、えほんライブに加えて、様々な体験型の活動を取り入れて、楽しみながら自己肯定感を育む内容の工夫をしています。
<p>7. 今後の取り組み予定</p>	<p>(賛同者や財源の確保策、市民・市民団体・企業・行政等との連携についても記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は小学校の児童や放課後デイサービス等スペシャルニーズのある子ども達に向けて、活動を広げる準備をしています。 ・保育士をめざす学生も積極的に受け入れ、保育の担い手支援とともに、保育園と学生とをつなぐ役割を目指します。 ・ひらかた子育て支援ネットワーク、枚方市民活動支援センター、枚方市社会福祉協議会等と連携し、相互協力しながら常に事業活性化をさせます。また、枚方市内の子育て支援団体と協力してコラボ企画等を実施します。
<p>8. 事業のPR方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当団体のSNS(ホームページ、LINE@、Facebook、ブログ、Instagram)を通じた情報発信を定期的に行います。また動画配信等で認知の拡大も図ります。
<p>9. 申請事業に対する助成金や委託料の有無等</p>	<p>助成金等の有無 有 ・ 無</p> <p>助成金等の名称()</p> <p>内容</p>
<p>10. その他 ※PRすべき事業の特徴、添付する参考資料など</p>	<p>えほんライブは、作品の世界観が自己肯定感を育む内容になっており、「うまくできなくてもいいんだ」という気づきから、心の安らぎを導く道標を示しています。人に優しくできる人でも、自分にはきびしい人が多く、自分を肯定できないと自信がなくなり、心の安泰の維持が難しくなります。作品理解によって自己肯定感が深まる気づきが得られ、心の安泰につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料：パンフレット添付

ハーモニークラブのえほんライブとは？

絵本の世界と音楽の世界が一体となって作り出すハーモニー。

プロジェクターで映像を映し出しながら、朗読と歌と音楽で、五感を通じた体験型ライブです。

心の深い部分に語りかけ、参加者自身が自らの心の声を聴く事を目的とした、大人も子どもも楽しんで、癒しをもたらすライブです。



えほんライブの効果

想像力を育み、物語の展開や明るい音楽によって、前向きになり**勇気や力が湧く。**



言葉にして伝えられない子どものモヤモヤした気持ちが、えほんライブを通して共感し発散でき、**自分の気持ちに気づいてスッキリする。**



えほんライブの作品紹介

「イトトンと森のどうぶつたち」

リンゴの木イトトンと森のどうぶつたちの勇気と感動の心温まる物語。
「自分らしさ」ってなんだろう？
どんな時にこころがつながるんだろう？



「トゲトゲのシャボン」

トゲトゲのカラダのシャボンは今まで色などどうぶつを傷つけてしまったことで、ココロもトゲトゲになっていました。
シャボンが大好きなカエルのエルはシャボンにふれるため、果敢にチャレンジします。すると…



他に「にじいろめがね」「クリスタルのひみつ」「ハーモニードリームランド」などがあります。

出張公演致します。

公演内容・時間・費用についてはご相談ください。



内容：えほんライブ
1作品～
上演時間：30分～
料金：10,000円～
(+交通費) 応相談

～募集しています!!～

賛助会員（個人会員）

個人年会費・・・1口 3,000円



【お申込み】

<https://harmony-club.jp/member-recruitment/>

◆ご支援のお願い

NPO法人 ハーモニークラブの活動を支援して下さる賛助会員、協力企業、協力保育園を募集しております。ご寄付も随時受け付けております。応援・ご支援よろしくお願いします。

会員の方には、会報誌及びイベント等のご案内を優先的に送ります。

※協力企業・協力保育園（団体会員）及び

正会員は、1口 10,000円から



一緒に活動しませんか？

・パフォーマー
・ボランティアスタッフ
随時募集中!!

【お問い合わせ】

info@harmony-club.jp
080-4393-8255



いちばん大事なことは どんな自分も愛すること

ありのままの自分自身を愛することが
他人を許し受け入れられ
ありのままに生きられる社会につながる

NPO法人 ハーモニークラブは

子どもも大人もありのままに

生きられる社会を目指しています。

えほんライブやサロンを通して、ありのままに生きられるための親子の場づくりを展開しています。

また、新たな保育の担い手の応援や保育に役立つオリジナル作品の開発を行います。

幼児期の保育や教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため、「ありのままに生きることのできる自己肯定感」を家庭や集団生活の中で身につけられるよう環境づくりをしています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちハーモニークラブはSDGsに貢献します

ハーモニークラブの えほんライブ

自分もまわりも大好きになる魔法の物語



エンジョイ♪えほんライブ

～えほんライブ公開レッスン～



【お問い合わせ・お申込み】

info@harmony-club.jp

080-4393-8255

<https://harmony-club.jp/>

著作・発行団体 NPO法人 ハーモニークラブ

住所 〒573-0031 大阪府枚方市岡本町7-1

E-mail / info@harmony-club.jp

TEL / 080-4393-8255

発行年月 2020年0月

編集 / デザイン 畑田圭亮



NPO法人 ハーモニークラブ

えほんライブ活動実績

〔保育、教育関連施設での実績〕

- 2012年 池田市の保育園
茨木市すこやかセンター
宝塚市ひよこ保育園
- 2013年 池田市赤ちゃん先生プロジェクトイベント
枚方の歯科医院「親子で遊ぼう」イベント
放課後デイサービス「莓のいえ」
枚方留守家庭児童会
- 2014年 安中青少年会館ウイズ
吹田市小学校PTA行事
- 2015年 河内山本 山本幼稚園
枚方市保育士研修
西明石 かにがさか保育園
宝塚市助産院サンタ・クルス
八幡市小学校PTA行事
- 2020年 つくし保育園
- 2021年 西明石 かにがさか保育園
おやこひろば「とんとんとん」
ふれあいルーム(毎月2回開催)

〔その他〕

デイサービス、老健施設、姫路古民家、カフェ、音楽イベント、今までの公演回数150公演以上、のべ3500人以上のお客様にご覧いただいています。

- 2011年より毎年、えほんライブコンサート自主上演を開催
(道頓堀AZA、中之島公会堂、門真ルミネールホール、宝塚文化創造館、枚方公園青少年センター、他)
- 2012年 三浦クリニック
- 2013年 フィリピン復興支援イベント
- 2014年 京都浄慶寺
ミュージカル上演
- 2016年 パリの孤児修道院、日本語図書館
- 2018年 岐阜市子育てイベント
宝塚STUDIO ONE UP
TSUTAYA東香里店
枚方ビオルネマステーション(毎月1回)
枚方子ども食堂イベント
- 2020年 おもちゃライブラリー35周年記念イベント
コミュニティ・サロンプラワー10周年記念イベント
子ども食堂イベント
- 2021年 子育て支援イベントさくらマルシェ
書道教室お楽しみ会
サブリ村野学校
TUTAYA枚野高校前
ポークアウト枚方第9回

【添付資料】

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の活動計算書（決算）
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の財産目録
5. 定款

2020 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

法人としての組織基盤を確立するため、社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センター、枚方市の保育園との連携を深め地域に貢献しました。

①えほんライブ事業

- ・枚方市NPO活動応援基金補助金を活用し、枚方市のつくし保育園でえほんライブを実施しました。
- ・その他有料公演：コミュニティーサロンフラワー(7/12)、津田図書館ふれあいルームみんなのどんどこ(12/2)、かこがさか保育園(3/2)

②えほんライブ広報事業

- ・国際音楽の日記念事業助成金を活用し、動画配信コンサートイベント(撮影11/3、配信11/30)を自主開催しました。
- ・その他無料公演：子育て広場〔ビオルネママステーション(6月～12月計7回)、おやこひろばとんとんとん(3/16)〕、イベント出場〔大人の文化祭(7/25)、子ども食堂だよ全員集合(3/20)〕、サプリ村野学校(3/28)
- ・オンラインを活用した広報活動を実施しました。〔オンラインワークショップ(ひまわり保育園8/8他8回)、ひらかた子育て支援ネットワークYouTube配信(4/16撮影、6/20配信開始)、ひらかた市民活動支援センターNPOフェスタ動画配信(8/2撮影、1/24配信開始)〕
- ・なかなかおんごプロジェクトで寄付を募り、えほんライブDVD等のグッズを保育施設や子育て世帯に寄贈し、新型コロナ禍の自粛や感染予防生活のストレス緩和に役立ててもらいました。(募金総額23万円、寄贈先：保育園や教育施設17件、個人家庭29件)

③親子の場づくり事業

- ・枚方市社会福祉協議会居場所づくり助成金を活用し、エンジョイえほんライブ(公開レッスン)を実施しました。(5月～3月11回)
- ・ビオルネママステーションにて見守り活動を行いました。(6月～12月計7回)

④えほんライブ養成事業

- ・パフォーマー養成のための練習会を行い、パフォーマー3名が正会員に加わりました。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) えほんライブ事業
 (内容) 関西の教育施設、学校からの依頼を受けて、えほんライブワークショップを実施する。
 (実施場所) つくし保育園他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収益) 107,000円(補助金42,000円、事業収益65,000円)
 (費用) 129,198円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
つくし保育園 (枚方市NPO活動応援基金補助金対象事業)	9月11日	園児、保育士	42,000	113,758
コミュニティーサロン フラワー	7月2日	一般来場者	20,000	2,000
みんなのどんどこ (津田図書館ふれあい ルーム)	12月2日	地域の親子	5,000	1,000
かこがさか保育園	3月2日	園児、保育士	40,000	12,440
合計			107,000	129,198

- (2) (事業名) えほんライブ広報事業
 (内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップを行う。
 (実施場所) 枚方公園青少年センター他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収 益) 70,000 円 (助成金 70,000 円)
 (費 用) 397,099 円

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
えほんライブ動画配信コンサートイベント (国際音楽の日記念事業助成金対象事業)	枚方公園青少年センター	11/3 撮影、 11/30 配信開始	一般申込者、 保育士や教育関係者	70,000	126,761
えほんライブ無料上演	枚方ビオルネ ママステーション	6月～12月 計7回	登録親子	0	9,395
	おやこひろば とんとんとん	3月16日	地域の親子		
	大人の文化祭 (東 灘区民ホール)	7月25日	一般来場者		
	子ども食堂だよ全 員集合 (岡本町公 園)	3月20日	一般来場者		
	サプリ村野学校	3月27日	地域の申込親 子		
オンラインによる 広報活動	えほんライブワー クショップ (ひま わり保育園他)	8月8日 他8回	園児、保育士	0	260,943
	ひらかた子育て支 援ネットワーク You Tube 配信	4/16 撮影、 6/20 配信開 始	一般視聴者		
	ひらかた市民活動 支援センターNPO フ ェスタ動画配信	8/2 撮影、 1/24 配信開 始	一般視聴者		
なかなかおりんごプ ロジェクト		7月～9月 10月～1月	保育施設や子 育て世帯へ寄 贈 (230,000 円寄付あり)	0	260,943
合 計				70,000	397,099

- (3) (事業名) 親子の場づくり事業
 (内 容) 親子のふれあいや子育て支援を目的とする 読み聞かせ、コンサート、セミ
ナー、お茶会、会員主催のイベントを実施し、楽しく子育てする親子の場づ
くりを行う。
 (実施場所) 枚方市民会館他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収 益) 142,500 円 (助成金 100,000 円、事業収益 42,500 円)
 (費 用) 26,103 円

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
エンジョイえほんライブ (公開レッスン) (枚方市社会福祉協議会 居場所対象事業)	枚方市民会 館または、 オンライン	5月～3月 計11回	参加申込者	100,000	26,103
見守り活動	枚方ビオル ネママステ ーション	6月～12月	登録親子	42,500	0
合 計				142,500	26,103

- (4) (事業名) えほんライブ養成事業
(内 容) えほんライブ事業ができる人材を育成するため養成講座を開講する。
(実施場所) オンライン
(実施日時) 2月19日、3月7日、8日、11日
(事業の対象者) えほんライブパフォーマー希望者
(収 益) 0円
(費 用) 0円

IV 社員総会の開催状況

第2回通常総会

(日 時) 2020年5月6日 13時から13時40分

(場 所) zoom オンライン会議

(社員総数) 12名

(出席者数) 10名 (うち委任状出席者1名、書面表決者0名)

- (内 容) 第1号議案 定款変更申請の件
第2号議案 役員選任の件
第3号議案 2019年度の事業報告書案承認の件
第4号議案 2019年度の活動計算書案承認の件
第5号議案 2020年度の事業計画書案承認の件
第6号議案 2020年度の活動予算書案承認の件
第7号議案 議事録署名人の選任の件
全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

理事会：(16回)2020年4月14日、30日、5月22日、29日、6月18日、11月14日、17日、12月16日、2021年1月7日、18日、28日、2月9日、16日、27日、3月11日、16日

定例会(正会員)：(8回)2020年7月21日、8月25日、9月29日、10月20日、11月17日、2021年1月28日、2月25日、3月23日

以上

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	72,000	182,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	352,447		
施設等受入評価益	0	352,447	
3. 受取助成金等			
受取補助金・助成金	212,000	212,000	
4. 事業収益			
(1) えほんライブ事業	65,000		
(2) えほんライブ広報事業	0		
(3) 親子の場づくり事業	42,500		
(4) えほんライブ養成事業	0	107,500	
5. その他収益			
受取利息	1		
雑収益	0	1	
経常収益計			853,948
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	65,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	65,000		
(2) その他経費			
諸謝金	36,400		
印刷製本費	27,122		
会場借上費	8,400		
会議費	21,100		
旅費交通費	55,000		
通信運搬費	13,264		
通信費	14,312		
消耗品費	291,802		
雑費	20,000		
その他経費計	487,400		
事業費計		552,400	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	31,408		
印刷製本費	5,203		
会議費	5,200		
会費・参加費	4,000		
通信運搬費	224		
通信費	52,244		
地代家賃	76,560		
保険料	2,100		
雑費	850		
その他経費計	177,789		
管理費計		177,789	
経常費用計			730,189
当期経常増減額			123,759
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			123,759
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			123,759
前期繰越正味財産額			▲ 63,893
次期繰越正味財産額			59,866

2020年度 貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	177,866	
未収金	0	
.....	0	
流動資産合計		177,866
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	0	
什器備品	0	
.....		
有形固定資産計	0	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	0	
.....		
無形固定資産計	0	
(3) 投資その他の資産		
敷金	0	
○○特定資産	0	
.....		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計 (A)		177,866
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	0	
前受民間助成金	0	
会費前受金	118,000	
流動負債合計		118,000
2. 固定負債		
長期借入金	0	
退職給付引当金	0	
.....		
固定負債合計		0
負債合計 (B)		118,000
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	▲ 63,893	
当期正味財産加額 (減少額)	123,759	
正味財産合計 (C)		59,866
負債及び正味財産合計 (B) + (C)		177,866

2020年度 財産目録

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	0	
三菱UFJ銀行普通預金	177,866	
未収金		
.....		
流動資産合計		177,866
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台		
応接セット		
.....		
歴史的資料		
.....		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
.....		
投資その他の資産計		0
固定資産合計		0
資産合計		177,866
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代		
.....		
預り金		
源泉所得税預り金		
会費前受金	118,000	
.....		
流動負債合計		118,000
2. 固定負債		
長期借入金		
××銀行借入金		
.....		
.....		
固定負債合計		0
負債合計		118,000
正味財産		59,866

特定非営利活動法人ハーモニークラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーモニークラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全ての子ども達とその養育者、教育者に対して、「えほんライブ」というオリジナルの芸術公演や、ワークショップ、セミナー等の開催に関する事業を行い、自己や他者を受け入れ認める意識を育む情操教育の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) えほんライブ事業
- (2) えほんライブ広報事業
- (3) 親子の場づくり事業
- (4) えほんライブ養成事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第

46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 短期借入金
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得

なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井上 千晴
副理事長	北川 早苗
理事	出口 理絵
同	山本 祐子
	濱田 なおみ
監事	阪口 いづみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金0円 会費年額10,000円

(2) 賛助会員入会金0円 会費年額3,000円